

# 総 務 委 員 会

日 時：平成 22 年 12 月 2 日（木）

| 総 務 委 員 会 会 議 録    |    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |              |
|--------------------|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 平成 2 2 年 1 2 月 2 日 |    | 開 会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 午前 9 時 3 0 分 |
|                    |    | 閉 会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 午後 3 時 3 3 分 |
| 出席者                | 委員 | 山 下 昌一朗      古 内            明      △東 條 恵美子<br>○大神田 日 本      阿 部 善 博      江 成 直 士<br>松 永 千賀子      菅 原 康 行      岸 浪 孝 志<br>稲 垣            稔      小 林 一 郎                                                                                                                                                                                                                                                            |              |
|                    | 議員 | な            し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |
| 欠席者                |    | な            し                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |              |
| 説明のため<br>の出席者      |    | 山口副市長   坂井副市長   八木総務局長<br>長沢企画市民局長   大房総務部長   笹野渉外部長<br>淡野企画部長   原財務部長   佐藤税務部長   白井市民部長<br>大貫職員課長   渋谷同課担当課長   柿澤同課担当課長<br>小俣渉外課長   服部企画政策課長   田中同課担当課長<br>石井経営監理課長   古井財務課長   渡邊同課担当課長<br>小森管財課長   高梨契約課長   角田公共建築課長<br>河野税制課長   加藤同課担当課長   高橋納税課長<br>佐藤市民税課長   藤田区政支援課長   山口男女共同参画課長<br>青木地域医療課長   柳川市選挙管理委員会事務局長<br>井上同局次長   橋本緑区選挙管理委員会事務局長<br>小山中央区選挙管理委員会事務局長<br>下山南区選挙管理委員会事務局長<br>阿部人事委員会事務局次長   隠田総務法制課長 |              |
| 事務局<br>職 員         |    | 今田議会事務局長   河本議事課長   北野同課主査<br>西原議会総務課長   草薙政策調査課主任                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |              |

|                                      |                          |                                               |
|--------------------------------------|--------------------------|-----------------------------------------------|
| 会<br>議<br>に<br>付<br>し<br>た<br>事<br>件 | 議案第 87号                  | 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について           |
|                                      | 議案第 88号                  | 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について               |
|                                      | 議案第 89号                  | 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について |
|                                      | 議案第 90号                  | 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例について                   |
|                                      | 議案第 102号                 | 当せん金付証票の発売限度額について                             |
|                                      | 議案第 104号                 | 平成22年度相模原市一般会計補正予算（第4号・所管部分）                  |
|                                      | 陳情第 17号                  | 非核三原則の法制化について                                 |
|                                      | 陳情第 22号                  | 被疑者取調べの可視化の実現推進について                           |
|                                      | 陳情第 23号                  | 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充について                     |
|                                      | 陳情第 24号                  | 相模原市住民投票条例作成合同委員会設置について                       |
|                                      | 陳情第 25号                  | 医業税制の存続と診療報酬への消費税のゼロ税率適用について                  |
|                                      | 陳情第 27号                  | 地方議会議員年金制度の見直しについて                            |
|                                      | 陳情第 2号                   | 永住外国人への地方参政権付与に反対することについて                     |
|                                      | 陳情第 4号                   | 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について                      |
|                                      | 陳情第 6号                   | 永住外国人への地方参政権付与法制化反対について                       |
|                                      | 陳情第 8号                   | 選択的夫婦別姓制度の法制化反対について                           |
| 傍<br>聴<br>者                          | あり                       |                                               |
| 署<br>名                               | 委員長          大神田   日   本 |                                               |

午前 9 時 3 0 分 開会

○大神田委員長 ただいまから総務委員会を開会する。

出席委員は 1 1 名で定足数に達している。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので、これを許可する。

これより審査に入る。

—————◇○○◇—————

議案第 8 7 号 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長 議案第 8 7 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木総務局長 議案第 8 7 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○松永委員 本会議でも、このところは議論、やりとりがたくさんあったが、それを踏まえて質問させてもらいたい。

2 つの項目のある条例改正だが、休憩時間について、2 年前の 1 時間に戻す理由、これは本会議の場でも答えがあったが、確認をする意味で、もう一度答えをお願いします。

○大貫職員課長 本会議でも答弁したので、重なる部分は省略する。基本的に平成 2 0 年 1 0 月当時に 4 5 分にさせてもらったが、その年の 8 月に人事委員会から勤務時間自体を短縮するという話があって、それが急遽、期間の中で、休憩時間をどうするかということで、とりあえず当面、休憩時間を廃止する。その後、休憩時間をどうするか検討していこうということで、当面、週 4 0 時間だったのが 3 8 時間 4 5 分となったので、休憩時間を廃止することに重点を置いて、当時はそういう形をとらせてもらった。

○松永委員        それでは、この条例案の新旧の対照の中から伺う。第4条だが、改正案では、正規の勤務時間が6時間を超える場合においては、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならないとあり、現行の場合は、少なくともという言葉はなかった。今回、少なくとも入れた考え方を聞きたい。

○大貫職員課長        労働基準法においても、6時間を超える場合、少なくとも45分以上与えなくてはいけない、そういう形をとっているので、市としても、少なくとも1時間以上、1時間という規定をさせてもらったところである。

○松永委員        この文言が入ったことで、1時間というのに幅があって、流動的なのかと読み取れる部分もあったから聞かせてもらった。

それから、2項目目の正規の勤務時間が6時間以上8時間以下は、人事委員会規則で定めるところにより、休憩時間を45分以上1時間未満とすることができるということで、特例の部分かと思うが、これは休憩時間を1時間とって5時15分までということではなく、45分とって5時までということか。

○大貫職員課長        委員の言うとおりで、昼休みの休憩時間が45分のときは、勤務時間は5時までということになっている。

○松永委員        そうすると、特例の規定のようだが、人事委員会規則で定めるとあって、この中には入っていないが、例えば、どういう場合、どういう方々なのか。

○大貫職員課長        例えば業務の方で説明すると、清掃職場は収集をやっているので、午前中に12時15分の中で既にコースを組んでいるので、これを15分短くすると、コース自体をまた見直さなくてはいけない、そういういろいろ複雑な問題がある。あるいは保育園のように、もともと開園時間、延長時間が園によって変わっているし、6交代の勤務制を敷いているので、やはり、その職場に合った休憩時間がいいと思う。そういう職場の要望もあったので、そういう職場については、45分とさせてもらうものである。それからもう1点、個人の場合だと、育児の部分休業をとっている方、子育てあるいは介護が必要な方については、年度単位として、所属長に請求して、任命権者が認めて、昼休みは45分、そういうことを

今考えている。

○松永委員        今の説明は、現場の実態とか個人の状況にきめ細やかに対応できる、働き続けられる環境という点ではよしとする考え方に立つものだが、続けて質問する。

現行条文には、3項目に、勤務の性質により、「第1項の規定によつては、公務の能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼすときは、人事委員会の承認を得て休憩時間を延長することができる。」という条文がある。今回の改正案はこれを削除して提案しているが、これを削った理由、また、実態があったのか、この辺はどうか。

○大貫職員課長        改正後の第2条ですべて読み込めるということで削ったが、以前は消防が変則の勤務で、3週間の中でやっていたのでこういう規定があったが、現在は、4週間を超えない期間で、全部統一して換算できるようになっている。

○松永委員        それから、もとに戻すということの経過の点で、再確認も含めて質問するが、報酬の改正の勧告の資料の時間外勤務が年間360時間を超える職員数の推移というところで、平成17年から21年までの推移が載っており、非常にふえている。平成17年度247人、7.4%だったものが、平成21年度は572人、14%と倍増している環境の中で、逆に言うと、先ほど理由があったが、なぜ、職員の健康管理とか疲労の回復というところで短縮させたのかというのがどうしても——その当時の議論の中でも、私たち議員としても、これを認定するかどうかは、非常に悩んだ部分だった。ただ、恐らく働いている方々で話し合いがあって、それで合意されたという経過を受けて、こちらも賛成してきたが、こういう人事の実態の数字を見ると、やはり、実態から照らして、あれは無理だったのではないのかという思いが一層する。この辺は、職員の意向をどう把握したのだろうか、逆に思ってしまうが、いかがか。組合との話もあったと思うが、もし経過が話せれば願います。

○大貫職員課長        職員の意見をとるときに、アンケートという手もあるかと思うが、では、アンケートをとって多数だから変えるのかというと、やはり、いろいろ職場の状況もあるので、一概に多いから、ではこっちということは非常に難しいことだと思う。勤務条件を改正する場合、組合と

交渉することになっているので、その中で、各組合がいろんな職場から意見を聞いているわけで、やはり、その交渉というのは大事にして、当時は、とにかく休息時間を廃止しなくてはいけないということで、そこをやらせてもらった。その後、継続して協議はさせてもらって、今回、いろんな職場で特例を設けることで、ある程度、職員組合との合意イコール職員とのある程度の合意がとれたのではないかとということで、改正させてもらうものである。

○松永委員        市民の側からは、とりわけ窓口あるいは電話等々での市民サービスとの影響でどうなのかというところが、2年間、今のパターンでやってきて、それがまたもとに戻って1時からということの影響についてどう考えているのか、市民への周知はどうしていくのか、この2点だけ聞いて終わる。

○大貫職員課長        勤務時間と市民サービスの関係だが、現在、区民課やまちづくりセンターについては、当然、5時を過ぎてもお客さんがいれば受けるが、5時に受け付けを終了した後、公金の整理とかをして、やはり、常習的に時間外の勤務をしなくてはいけないということがあった。今回、勤務時間だけ5時15分に延長させてもらうが、市民の受け付けは従来どおり5時までやらせてもらって、市民がいれば、当然5時過ぎもやるので、その辺で市民サービスは変わらないと考えている。なお、昼休みが45分から1時間に広がるので、12時から12時15分までが市民サービス低下につながるのではないかと話もあるが、窓口については、既に昼休みの窓口をやっているし、その他の一般職場についても、電話等の相談が多いところは自主的に勤務をずらして窓口を開いているので、大きな影響はないと思う。うちの方でも調査しているが、もしそういうものがあれば、職員の休憩を確保すると同時に、市民サービスも確保しなければいけない、こういう両面から、いろいろ調整して、いい方策を立てていきたいと考えている。

○江成委員        今度の勤務時間条例の改正について、聞いたところでは、人事委員会の報告、それから公務の能率との関係、それから職員の健康増進、また、関連した職員の意向等が要件として挙げられたと思うが、この挙げられた要件がすべて整わないと、こういう改正にいかないのか。とり

わけ人事委員会の報告との関係だが、この間の経過を見ると、平成20年10月まで、休息15分つけて、実質、昼食時間は1時間確保していた。休息時間を廃止するために45分で切ったということだが、このときに、職員もそういう措置を求める声が大きいと伺った記憶があって、条例改正の基本的な要件として、答弁で述べられた3つなり4つなりの理由は、どういう位置づけになるのか伺いたい。

○大貫職員課長       位置づけというと非常に難しい、どういうふうに答えていいかわからないが、やはり、職員の健康増進が一つ。それから、市民サービスの問題も含まなければいけないということで、勤務条件を決定する上では、やはり、職員組合との交渉の中で、ある程度の合意は必要だと考えている。その後に、やはり、外部の人事委員会という新しい組織ができたことで、民間の状況を踏まえて報告をもらったということは、やはり、私たちが検討してきた方向性と同じものだったので、そこも理由にさせてもらったということで、何があったからどうということは非常に難しいと考えている。

○江成委員       本会議でも一部議論されていたと私は理解しているが、仮に人事委員会の報告がなくても、こういう措置はとるのか、とれるのか、そこだけ伺いたい。

○大貫職員課長       勤務条件なので、職員組合との交渉の中で任命権者が定めていくものなので、仮に人事委員会から違う報告が出たら、またそれはそれで考慮していく必要があるが、今回の場合は、人事委員会の報告がなくても、市としては進めていきたいと考えていた。

○江成委員       これも既に一部質疑されているが、1時間の休憩時間がとれない職場実態ということで、今、清掃とか保育園等が挙げられたが、具体的に全部列举すると、職場として固まっている例がどのくらいあるのか。この職場はそういう位置づけになるというのを、もう1回、確認の意味で伺いたい。

○大貫職員課長       まず初めに清掃関連職場としては、麻溝台環境事業所、橋本台環境事業所、南清掃工場、北清掃工場、津久井クリーンセンター、東清掃事業所、相模台収集事務所、それから保育園、幼稚園、陽光園、もともと消防が変則勤務、それから、学校は学校の時間に合わせて進めて

いる。

○江成委員       それに対応する職場体制というか、それは単純に45分だからということで、職場の対応も、それですっきりいつているのか。一方では、5時の退庁時間を過ぎても、日常的にいろんなその日の業務の整理とか処理とかが残る例があると今聞いたが、休憩時間を45分で運営している職場においては、どんな対応が必要とされ、どんなふうに対応しているのか伺いたい。

○大貫職員課長       休憩時間を45分にする職場は、清掃工場の場合だと収集が主で、民間からの搬入の受け付けというのも時間を区切っているもので、特に5時以降は、それほどないと思う。それから、保育園にしても、もともと勤務時間が6交代でずれているので、個人的に仕事が残るというのはあると思うが、職場全体でどうのこうのというのは、特に影響ないと考えている。

○江成委員       意見だが、45分を1時間にした根拠の中に、職員の健康というのが置かれていて、しかし、職場実態は45分でないと運営できないからという、いわば二律背反というか、若干行き違いが生まれているわけで、ここを埋めるというか、この問題を解消する努力は必要だと思う。私、今、具体的にどうこうという提案は特別持っていないが、そういう問題があることは当然念頭に置かれていると思うが、一方では時間外勤務の増大とか多忙という問題も生じているわけで、ぜひその点にも着目して、とり得る取り組みはお願いしたいと思う。

それから、特例措置として今言った45分、これは職場として固まっているところはそれでいいと思うが、さっき、育児、介護ということで一部話があったが、もう一度、どういう手続なり手順あるいはどういう条件で休憩時間を45分にすることができるのか、整理をお願いしたい。

○大貫職員課長       45分とすることは職員の範囲だが、小学校就学の始期に達するまでの子を養育している、いわゆる育児部分休業をとっている方、それから介護の方、それから、その他として考えられるのは、例えば週3回ぐらい人工透析されている方がいるので、定期的に行っている方は対象になると考えている。ばらばらにとるというのは、サービスの中で所属長がやるのは大変だから、一応、年度単位で、本人の請求に基づいて、所属

長が公務の執行上支障がないと判断したら、任命権者の承認を得て認める形をとる予定である。

○江成委員        ばらばらにとる、その日あるいはその月の都合だけでとるということは、職場の運営上、なかなか難しいとは思いますが、実は人事委員会の報告には、職場や職員の実情に配慮して弾力的な運用をとるという報告があつて、こういうふうにしたと私は思っている。だとすれば、やはり働きやすい、働き続けられる職場づくりというのは、前から言われてるように重要だから、弾力的な運営というのが全く無原則なものであつてはならないとは思いますが、ぜひ、この点についても、やはり個々が持っている事情を可能な限り考慮するとか、それから、年度を通してということだが、1年間単位ということになると、例えば介護とか育児の問題等についても、年度の途中で新たに発生するとか、それから、年度の途中で必要がなくなることもあると思うので、その点についても、当然、弾力的な受けとめをされると思うが、いろんな工夫をしてもらいたいと思う。

○古内委員        職員の休憩時間を1時間にすることに伴って、勤務時間が15分延びるということだが、開庁時間の考え方について伺う。

○大貫職員課長        市民に対応する開庁時間については、現状の17時までとさせてもらいたいと考えている。

○古内委員        細かいことになってしまうが、例えば情報資料コーナーの窓口など、昼休みの対応はどのようになるのか。

○大貫職員課長        もともと昼休みの窓口を開いている職場は従来どおりで影響ないが、今、昼休みに受け付けていない職場がある。情報資料コーナーについては、やはり昼休みに資料を販売してほしいとか、来たときに対応すべきだと考えているので、今回の改正に合わせて、窓口で閲覧とか販売ができるようにしていきたいと考えている。

○古内委員        ぜひ、先ほど来いろいろ出ていた市民サービスの低下を招かないように、これからも対応してもらいたい。

○阿部委員        職員の勤務条件とか職場環境の改善というものが、結局、市民への質の高い行政サービスになって還元していくという考え方はわかるが、細かい話で、1点、窓口シフトとか、先ほど来議論されているが、45分の方も選択できる、それが年度単位ということだと、年度単位では

なくて月単位ぐらいが現実的かという感触は持っているが、それで本当に、45分の方と60分の方と一緒にいて、シフトとかを組むのに支障が出るのではないか。また、そういうことがあり得るので、45分と言っていたが、職員も自主的に、60分にしたり、45分にしたり、自分でかぶっていくような部分が出てきてしまうのではないかという懸念はあるが、その辺の考え方とか対応を確認したい。

○大貫職員課長      先ほど江成委員の答弁で言葉が足りなかったが、年度単位といっても、やはり途中で始まったり、途中で終わるというのは当然あると思うので、年度単位で、途中であれば当然取り消しになるし、途中から始めれば、その年度は、まず認める。あるいは異動があったときにはまたやり直す、そういう柔軟な対応をとっていきたいと考えている。それから、今、実際に育児とか介護をとっている方がそれほど多くないので、実態的には、5時15分になったら迎えにいけないとか、そういうのはないので、そんな申請はないのではないか、あるいはあったとしても、その職場ごとに対応できるのではないかと考えている。

○阿部委員      基本は60分の休憩で、例外も対応できるということで理解した。

1点、もうちょっと大きい話で、一連の勤務条件の話の中で、職員は自分たちに都合のいいようなことばかり言っているのではないかという意見を言う方も中にはいて、そういう受け取られ方とか、一部で誤解という部分はあってはならないことだし、また、残念なことだと思うので、本来は、市民満足度とか市民目線から考えた場合、特に窓口から奥の方に入っていく部分なので、民間でいえば、お客様中心ということで、お客様はどういうサービスを受けたいのかというところで勤務条件にもかかわってくるところから、こういう職場環境の話もあわせてしている実態があるので、その辺に対する基本的な考え方を確認したいと思う。

○大貫職員課長      やはり職員の健康増進のためには休憩時間の確保も必要だし、市民サービスの提供の確保も必要だと、両面から見ていく必要があると考えている。現在、多くの職場で昼休み窓口あるいは昼休みの電話当番を残して、交代で休憩をとっている例もあるので、基本的には、8時半から5時までにお客さんが来れば、12時で昼休みだから1時まで待

ってくれということとはできない状況なので、そういう体制をとりながら、職員の休憩を確保していくという考え方でいきたい。

○阿部委員           どうしても現場の皆さんは、実際に市民と接する機会が多いので、どうしたら一番相手が求めていることにこたえられるかというのを肌で感じて、さまざまな工夫をしたり、その場でいろいろ対応されていると思うが、市の方でも、そうした市民目線にこたえていくというものを、やはり組織全体としてやっていくところは、特に民間に勤めている方から言わせると、市役所は何だという声があるという感触を持っているので、そのことを1点申し伝えて、私の質問は終わる。

○小林（一）委員       本会議でもかなり詳細な議論、質疑があったし、今、他の委員からも細部について議論があって、用意していたところもかなり重なっているので、そこは割愛して、1点、本会議では市長まで話をしているので、それを超える話はなかなかしづらいと思うが、細かい点で、強いて言えば近隣の店への影響ということ、市長もそういう点を触れていたが、具体的に、市役所周辺の店から要望があったのか。また、今回これをすることによって、当然、そういった要望にこたえるという意図もあるかと思うが、そういう認識を持っているのか。

○大貫職員課長       近隣の商店街から正式な要望書というのは出ていない。ただ、折々にそういう話を聞いているのは事実である。1時間にすることによって、今まで外に出たくても、いいやというか、中でお弁当をとってしまうという方もいたと思う。その人が毎日出るかはわからないが、やはり、外で食べる機会はふえるのではないかという気はしている。

○小林（一）委員       そういうことを考えると、今回のことは妥当と思うし、職員の立場からしても、そうだと思う。いろんな職務形態もあるし、立場も違うと思うので、さまざまな状況はあると思うが、大きな流れとしては必要なことと思うし、ワーク・ライフ・バランスとか、ワークシェアリングといえるかどうかかわからないが、法改正そのものの流れがそういう方向にいらっていると思うので、そういった流れの中で、今回の改正も必要なことではないかと思っている。

○稲垣委員           いろいろ議論があると思うが、市長も発言をして、休憩時間を延長することによって、食堂とかの活性化を率先してみたいな話が

あったが、休憩時間というのは健康管理というのもある中で、食事をコントロールしている、あるいは弁当を持ってきている人たちまで、外へ出なくてはいけないという風潮の中で、無理やり何でもかんでも出ろという考え方はやはり危険だと思うので、あくまでも、そういう流れの中で、積極的にできる人はいいが、そうでない人まで巻き込む考え方は厳に慎むべきだと思うので、一言申し述べておく。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 87 号相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第 87 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

議案第 88 号 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長 議案第 88 号相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木総務局長 議案第 88 号相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○阿部委員 議案第 88 号に関して、これは懲戒免職処分とか、何か不正があったときに退職金を差しとめたり、返してもらったりという話だと思うが、近年どういう状況にあるのかということで、そういう処分を受

けた方というのは、本市の場合、どういう状況なのか伺う。

○大貫職員課長            いわゆる退職金を支給しないという懲戒免職処分を受けた職員だが、ここ10年見てみると、平成20年に4名いた。

○阿部委員            その人の退職金というのは、どのような状況になったのか。

○大貫職員課長            懲戒免職なので、現行では支給しないことになっているので、退職金は支給していない。

○阿部委員            退職後に発覚した例というのは、本市の場合は過去あったのか。

○大貫職員課長            過去を調べたが、特にそういう例はない。

○阿部委員            退職後に払ったものが返ってこないもので、返してもらえ  
るという仕組みになると理解しているが、過去にはないということだが、  
国の方とか、十分そういうのもあり得るので、それに備えるということで、  
この仕組み自体は必要だと思うが、あわせて、懲戒免職になってしまうよ  
うな、起訴されたり、逮捕されたり、後から問題が発生するような、在職  
中の行為によって問題が発生するようなこと自体、後から発覚するという  
ことを避けなければいけないということで、さまざまな不正を防止するよ  
うな取り組みもセットだと思うが、こういう話が出てくる以上は、今まで  
以上に厳しく取り組んでいかなければいけないと思う。その取り組みにつ  
いて、現状と考え方を伺う。

○大貫職員課長            全般的な不祥事の防止対策だが、全職員を対象に危  
機管理研修等を行っている。それから、当然、職員の倫理の保持や公正な  
職務を遂行するために設置している不祥事防止対策連絡会の中でいろいろ  
検討しているし、また、全職員に綱紀の保持に係る通知等を流している。  
また、新採研修あるいは主任、主事の階層研修の中でも、その都度、倫理  
意識の徹底とか、不祥事防止の研修を実施しているところである。なお、  
一番大きなのは現金の取り扱いで不祥事が出る場合が多いので、現金の取  
り扱いについては、会計課において、現金出納員事務の手引を定めて、現  
金の収納、保管あるいは銀行への納付等をどういうふうにするのかという  
マニュアルに基づいて、会計課で定期的に指導、研修を行っているところ  
である。

○阿部委員          倫理的な部分と法令遵守の部分があると思うが、これからの分権社会を見越してということで、地方分権、地方自治の精神にのって、どんどん自立していくという方針は出ているので、ぜひ、法令関係の法制部門というか、しっかりと専門職の部分の特化してやるという部分もあるが、各職員一人一人が、知識とか倫理的な部分もあわせて、能力の底上げという部分を図って取り組んでもらいたいということを一言申し添えて終わる。

○松永委員          条文に添いながら、何点かお聞きする。議案書 8 ページの 14 条 2 項の（１）だけでなく、全体の中に退職手当管理機関という名称がよく出てきて、この機関という言い方、行政組織名称という、余り聞きなれない言葉で、これは既存の組織なのか、今回、条例を立ち上げるに当たって、新しくつくっていく組織なのか。

○大貫職員課長          これは法律でも使っている言葉で、それを条例でも使っているが、具体的に、退職手当管理機関というと、各任命権者を指しており、要するに、退職金を支払う、処分をする、市長部局では市長だし、教育委員会でいえば教育委員会ということで任命権者を指している。

○松永委員          10 ページ、第 15 条の（３）だが、「退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中」と、同じように、差しとめや支払わないという処遇を受けることになるということだが、その前提の認識として、私、持っていない部分で聞きたいが、一たん、定年退職した方が再任用という形で引き続き雇用されるが、正規の退職時点で退職金は支払われるのか、あと、引き続き再任用となったときには、再任用が終わった時点で払われるのか、この点はどうなのか。

○大貫職員課長          再任用の場合は、一たん退職しているので、退職金は支払われている。その後、再任用として採用するもので、退職金はない。

○松永委員          それから、12 ページ、第 16 条 3 だが、今回のことが、退職してからどれだけの期間の中での適用になるかという点では、5 年以内ということだと読み取れるが、5 年後については、全くこれが反映されなくなると読み取っていいのか。

○大貫職員課長          委員の言うとおりで、退職手当に係る法律関係を長い期間不安定な状態に置くことは、やはり退職した方の生活にいろいろ影

響が出てくるので、公訴時効とかいろいろあるので、その中で5年というものが定められたと考えている。

○松永委員 次、第14条だが、起訴されたときのもろもろあるが、これは刑が確定していなくても、退職金は支払いを差しとめることができるとなっていると思うが、刑確定まで、控訴したり、長期にわたった場合、先ほどの5年という期間の限定との関係ではどうなるのか。

○大貫職員課長 やはり裁判が長引いたとしても、確定できていないので、もし支払ってしまうと、確定した後に問題が出てくるので、多分、確定するまでは、そのまま生きるものだと思っている。

○松永委員 先ほどの5年ということと、その部分のところは、もし、今の答弁に違いがあったら、また教えてほしいが、この辺は確かに、ここの中ではどうなるのかと読み取りきれなかった。

次、第19条の読み取りについてだが、差しとめとか返納の処分を行うときは人事委員会に諮問することとなっているが、これは諮問しなければならないのか、あるいは市が単独で権限としてできるのか、ケースによって人事委員会に諮問することになるのか、この辺はいかがか。

○大貫職員課長 返納を命ずる場合に、人事委員会に諮問することになっている。返納が妥当なのか、あるいは返納の場合、全額させるのか、一部させるのか、そういうことがあるので、そういうものを処分するときには人事委員会に諮問しなければならないということになっている。

○松永委員 退職管理機関が思料するに至ったとき、支払いを差しとめる処分を行うことができるとされているが、この調査の権限と能力という点で、思料するに至ったときという、このレベルで差しとめをすることができるということは、能力や権限という点で、少し不安を感じる部分があるが、例えば金銭管理的なものというのは、明らかに庁内の調査能力や権限で可能だろうと思うが、庁内の業務以外の在職中のさまざまな事件的なことは、とても把握できないだろうと思うが、思料するに至ったときという文言は、何をどこまで指しているのかという思いがするが、この辺は、どこで細かい規定があるのか。

○大貫職員課長 特に基準というのは、どういう場合だからというのは非常に難しいものである。客観的事実の中で、そう思われる、そういう

疑いがあるときには差しとめることができるということで、いろいろなケースがあるので、基準をつくるのは非常に難しいと考えている。

○松永委員        先ほどの金銭管理のところで、不自然だったり、明らかにあれはおかしいということが発見できたときとか、解明できたときは、こういうふうな条例の流れの中で、そういう権限を持ってやっていくことになると思うが、思料するに至ったときという、非常にあいまいな部分が、5年間差しとめるという権限につながるという点で、非常に不安を感じる、残す部分だということは、意見として言っておきたいと思う。

最後の質問だが、ところどころ、全額とか、一部とか、このように返納のレベルがあるようだが、これについては、この中には入っていない部分だが、これは規定されているのか。自治体によって、さまざまな、それぞれの形で規定をしているのか、この点はいかがか。

○大貫職員課長        例えば、返納する場合、退職金を支払っていて、退職金というのは、在職期間中の功労というのもあると思うが、退職後の生活設計の一部だと思う。そういうことあるので、それを全額返還させるべきなのか、あるいは一部返納させるべきなのか、そういうことで、こういう規定になっている。例えば民間だと解雇というのがあるが、解雇にしても、全額支給しない場合、あるいは何割支給するとか、民間では、いろいろ分けているみたいである。判例においても、全額ということも、一部ということもあるので、民間とか判例に基づいて、今回は諸返納の処分をすることができるという形をとったものである。

○松永委員        そうすると、現時点では、恐らく今の答えだと、明確な線引き、こういう場合はこれだけ、この場合はこれだけというのが決まっていらないように聞き取れた。これは国民感情とか市民感情とかともかかわる問題だと思うが、家族の生活にもかかわる問題でもあるので、これについては、今回は条例の審査ということだが、具体的な事例のときに、どういう形で出てくるのかということも、その時点で考えていくことになると思っている。

○江成委員        今の返納のときの基準の問題だが、ないというふうに伺ったが、それでいいのか。

○大貫職員課長        例えば返納の場合、こういう事件だから何割とか、

こういう事件だから何割というのは、非常に難しいと考えている。国においても、そういう基準自体は指針で示しており、その中でも文言で示しているだけで、多分、変な話だが、今後あった事件の積み重ねの中で、ある程度の考え方が示されていくのではないかと考えている。

○江成委員       そういう難しさというのは、今まで直接にはなかったわけだから類推しかないが、やっぱり、こういう処分というのは、基本的には公正、公平でなければ信頼性を失うわけで、公平性を担保するということは絶対必要だと思う。あえて言えば、今までの説明だと、さじかげんがきいてしまうのかという、ちょっと、うがち過ぎるかもしれないが、そういうことがあってはいけないと思う。国において、指針という話があったが、これについては指針ないし、あるいは人事委員会——人事委員会は当然審査するわけで、審査する以上、どの辺が妥当なのかという審査が行われると思うが、その場合の審査の視点とか、それから、手続の流れ等については、どういうふうに考えているのか。

○大貫職員課長       前段の公平性の話だが、やはり、国でも、指針の中でこういう考え方を示している。そういう中で、市として処分する場合においては、それが妥当なのかどうかというのは第三者機関に聞くということで、人事委員会に諮問することになっている。その中で第三者の意見を聞くことで、ある程度の公平性、公正性は保てるのではないかと考えている。

○阿部人事委員会事務局次長       退職手当管理機関、任命権者から人事委員会に諮問があった場合、審査する内容だが、想定されるのは、1つは現役中の非違行為が懲戒免職相当の処分に当たるのかどうか、まずは、それが妥当なのかどうかというのを判断すると考えている。もう一つは、まずは任命権者で返納させる部分の額を算定するが、その額が妥当かどうかについても、人事委員会で審査していくと考えている。その部分については、確かに、なかなかそういう基準がない中で、どう審査していくというのは難しい状況ではあるが、そういった中で、条例にも規定がされているが、手続的なものについては、当然に処分を受けるべきものとか、また、任命権者からいろいろ主張を書面で提出してもらったりとか、資料を提出してもらったりとか、また、関係機関に対して資料の提出とかを求めなが

ら精査をしていくことになっているので、その事案の状況に応じて、その額が妥当なのかどうかを審査していくことになると考えている。

○江成委員       ここでは非違と書いてあったが、非行、非違ということだと思うが、あつてはならないことで、仮にそういうのがあったとしたら、当然、責任を負うという関係は絶対必要だと思うが、一方、退職後の生活設計という意味合いもあるとすれば、本人との関係、また、遺族との関係がここで出てくるわけで、運用上、大変難しいと思うが、やはり制度としてある以上、公平性というか信頼性等を確立することは重要だと思うので、難しい問題だと思うが、ぜひ、よろしく運営をしてほしいと思う。

それで、さっき、どこまでさかのぼるかという期限を5年と伺ったが、これは消滅事項という概念で5年になったと理解していいのか。それから、要するに、問題の発覚が5年を過ぎた場合には対象にならないと確認していいのかどうか。それから、仮に5年たっていないで問題が発覚して、差しとめなりの対応が行われたとき、遺族からの異議申し立てとかが起きると思うが、それとの関係でいけば、5年の期限が、時効がストップして、それが確定するまで延長されるという整理でいいのか、そこだけ伺って終わりたいと思う。

○大貫職員課長       5年というのは、公訴の期限の中でやっているものである。やはり5年以内に起訴されれば、そこで審議が始まるので、いわゆる時効がストップするのと同じように、そこで中断するものと考えている。

○江成委員       人事委員会に諮問をして答申が出る。それと今言った退職金の管理機関、任命権者との具体的な処分との関係はどう考えればいいのか。要するに、答申は100%なのか。

○大貫職員課長       やはり、退職手当管理機関が処分するときにも実情を把握するし、第三者機関である人事委員会が判断すると、当然、聴取とかをするわけで、その中で、人事委員会の諮問に対する回答というのは、やはり尊重すべきものと考えている。

○大神田委員長       他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 88 号相模原市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長          賛成総員。

よって、議案第 88 号は可決すべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

議案第 89 号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例について

○大神田委員長          議案第 89 号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○八木総務局長          議案第 89 号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長          これより質疑を行う。

○阿部委員          賞与の計算に何かこの制度って、考え方が今までと変わるところがあるのか、実際どうなるのかだけ確認させてもらいたい。

○大貫職員課長          賞与そのものに影響はなくて、改正を年額ベースで判断するということだけである。

○阿部委員          年額で先方で支給されている部分も含めて、実質は変わらないと理解したので、それだけ確認できれば結構である。

○小林（一）委員          この条例そのものが、該当する事例がほとんどないようなものだと思うので議論しづらいが、多分、先輩政令市である横浜市とか川崎市の職員は該当する事例が多いのではないかと思うが、そういうことをある程度調査したり、現状何かデータに基づいて検討したことはあるか。

○大貫職員課長        考え方として、改正前だと一定の１００分の７０を支払わなくてはいけないということで、現地での報酬が多ければ多いほど、現地の外交官よりも高くもらっていたものを是正するもので、他市がどうかからどのというよりも、多分、他市も同じ考え方で改正すると思う。

○小林（一）委員        余り具体例のない中での議論というのは難しいと思うが、相模原市のように、戦後、市制施行して政令市になったというのは初めてである。そういう意味では、市民が相模原市を選んで来ているという、そういう市だと思うが、そういう中で、古くから歴史があり、現実には横浜市、川崎市などは国際会議を誘致したりしているし、横浜市は上海市に事務所を持っているのではないかと思う。そういう意味からすると、特に若い方だと思うが、こういう事例というのは、かなり起きてくるのではないか。本市もこの勢いでいくと、やはりそういった事例が想定されてくるのではないかという気もするので、あえてここで——この考え方そのものはそのとおりだとは思ふ。ただ、具体例でいったときに、若い職員たちが積極的にこういうことにチャレンジしていくことについてどうなんだろうという気持ちもあって、今伺った。

○大貫職員課長        実績で言うと、相模原市では過去、ＪＩＣＡに１人送っている。他市で何人送っているかというのは把握していないが、川崎にしても、横浜にしても、やはりＪＩＣＡを通して送っている例が多いと思う。

○大神田委員長        他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

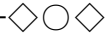
これより採決に入る。

議案第８９号外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長        賛成総員。

よって、議案第 89 号は可決すべきものであると決した。



議案第 90 号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例  
について

○大神田委員長 議案第 90 号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画市民局長 議案第 90 号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長 これより質疑を行う。

○松永委員 これについては、たしか 6 月の部会で設置についての説明を受けており、それに基づきながら質問する。

今回は大規模事業を評価する委員会を新たに設けていくということだが、現行、事業を評価するというのは、さまざまなレベルであると思うが、今回設置する委員会が、既存のこういう事業を評価する委員会と何が違うのか、どういう位置づけ、どういう役割を持たせていくのかという違いの点について伺う。

○石井経営監理課長 現在、評価をするような制度としては、外部と内部、それぞれある。外部については、経営評価委員会あるいはその分科会である行政評価検討委員会等があり、これらについては、主に都市経営ビジョン・アクションプランの個別の事業の評価あるいは施策の評価等を実施している。また、そのプロセスにおいて、内部の評価機関ということで、各局に局内評価会議というのを設置している。これらについては、いずれも、主に事務事業あるいは施策等の評価というところを目的としている。それに対して、今回の大規模事業評価委員会は、大規模事業を事業化する前段で、その有効性あるいは妥当性というものを評価をし、その後の事業化に向けた判断材料とする目的なので、まずは、その目的の部分が異なっているというところである。

○松永委員 金額の内容はさまざまだと思うので、まずは他市の設置

状況だけ聞く。

○石井経営監理課長          他市の設置状況だが、まず、他市全体としては、私どもが承知している限りにおいては14自治体である。そのうち政令指定都市は、横浜市、静岡市、大阪市、京都市、北九州市がある。また、それ以外に、中核、一般市等で旭川ほか9市ということである。なお、この14市以外に、川崎市が、大規模事業評価という形とは相入れない部分もあるが、事業の評価という制度を持っはいる。

○松永委員          本会議で、この事業評価する金額の数字の部分についてのやりとりもあって、横浜を参考にしながら、この金額を設定したという答えがあったように思うが、人口規模や財政規模が近似している静岡市などは、どういうレベルか。

○石井経営監理課長          例えば政令市だと、先ほど言った中では、静岡市が財政規模などは近いと思う。静岡市については、5,000万円以上の事業を、当初5カ年分を対象とするということで制度化がされているものである。

○松永委員          その中で、相模原市と比べれば、人口、財政で格段に上の横浜市を参考にして、それと同じ値にしたという考え方について伺う。

○石井経営監理課長          今回、本市において制度を導入するに当たっては、平成19年度に行政評価検討委員会において検討してもらって、相模原市で導入するのであれば、こういった制度でなかろうかという案を提案してもらっている。今回は、それに基づいて制度設計を進めさせてもらったので、今回のような制度になったということである。

○松永委員          この数字の問題については、静岡市の5,000万円というのに比べても、本当に妥当な数字なのかどうかという思いがしてならないが、それはそれとして、大規模事業評価制度を導入することについては、私たちはよしとする立場なので、それについては、今後、この数字、どのレベルを評価の対象にしていくかということについては、これでスタートするとしても、私は、動いていく中で再検討されてもいいのではないかと考えている。これは意見である。

若干質問する。制度の概要の対象事業の中で、全体事業費が20億円以上の公共事業ということがあるが、全体事業費というのはどこまで、何を

含めてのことなのか。これは違う、これは事業費の中には含めないということを含めて、少しこの内容について伺う。

○石井経営監理課長          20億円以上を対象とし、50億円以上については外部評価にかけるという制度である。全体事業費20億円以上あるいは50億円以上の考え方のベースとなるものだが、例えば大規模事業の場合は建築等を伴う、あるいは道路事業だと道路工事を伴うことがあるので、まず、その整備にかかる費用がある。加えて、その施設あるいは道路等を整備するに当たって必要となる用地の取得費が主に算入されてくる。主なものとしては、事業にかかる全体の経費というふうに考えている。

○松永委員          今の答えとも関連するが、今後、公共施設白書というのが出てきて、改修あるいは改築等々、整備が順次迫られてくると思われるが、そうすると、例えば公民館の改築事業といったときに、一定の期間の中で、全体的なものを示すのか、1館ごとの話になっていくのか。今、例として公民館を出したが、道路関係とか、その辺はどうなるのか。

○石井経営監理課長          今後、公共施設の維持管理、メンテナンスの中では、場合によっては、今、委員が指摘のような展開もあろうかと思う。今回の大規模事業については、現時点においては全体事業費ということで示しているが、今後そういったような検討の中で、一体の事業というふうにみなされるような場合があれば、その折々で、今回設置をする委員会にも諮りながら、対象事業とするか否かの部分も含めて、検討させてもらいたいと思っている。

○松永委員          具体的なものが出てこないもので、それに対して妥当なのかどうなのかという判断がこちらでなかなかつきにくい話だが、それはわかった。

それから、既に都市計画決定されている事業については評価の対象としないとされている。しかし、例えば現実に都市計画決定されたが、情勢判断や財政状況等で見直しが必要ではないか、この先続けていくかどうかという再評価が必要ではないかということも考えられるのではないか。というのは、例えばの話だが、実際に、ある市民から、これは城山での話だが、県の都市計画決定された道路で、順次、拡幅をやってきて、近隣が1軒2軒と退去して拡幅をしてきているが、近年ストップしている、これ

はどうなったのだろうという質問があって、市を通して聞いたら、都市計画決定されたが、やめたということで、県民というか、市民への周知をしていなかったのかと大変驚いた。そういうふうに都市計画決定されたが、進捗との関係、さっき言ったさまざまな情勢の関係で、この先どうかというのは、とりわけ道路関係というのは出てくると思う。そういうふうに長期に展開しきれていないものはどこで判断するのか、ここで判断することはないのか、この点はいかがか。

○石井経営監理課長      今回導入を予定している大規模事業評価制度については、予算化する前段でその事業の評価を行うのが1つの大きなポイントである。今、委員がお尋ねの、例えば都市計画決定をされた道路の進捗がはかどらない、進捗がないというような状況においては、国あるいは県でも制度化されている公共事業の再評価制度で適正な評価をもらうのが、まず、第一義であろうと考えている。

○松永委員      そうすると、都市計画決定されたものについては、そこでの結論、対象だと、こちらの方の対象ではないという答えか。

それで、対象事業のところで公共床の取得、賃借等、市が20億円以上の財産取得を行う事業というのがあって、これは対象事業にしていくということだが、例えば、今後、相模大野とか橋本、相模原とか、駅前再開発等々が計画の中ではあるわけだが、今想定しているものとしてあるか。

○石井経営監理課長      具体的にこの部分をということについては、それぞれの事業が進んでいく中で、全体事業の概算が出てきた段階で判断することになる。ただ、ここにあえて入れているのは、単に全体事業が20億円以上とすると、イニシャルコストの部分だけで評価をされてしまいかねないということで、床の取得を含めた財産取得等についても、今回の評価制度の中で、その網の中でかけておくというようなところなので、そういったような視点においては、今後さまざま、例えば再開発等の中では生じてくる可能性というのはあるかと考えている。

○松永委員      これも具体的に、その時点での判断ということになるだろうと思うが、これは注目していきたいと思う。

それから、補助金または負担金にかかる部分は評価の対象外とするということにかかわって、開発事業の中では、組合施行と市施行とある。そう

いう場合で、そうすると、例えば組合施行の再開発事業となったときに、この辺がどういうふうに関連してくるのか。例えば、組合施行あるいは市施行のA & Aの場合、こういう対象になってくるのか、ならないのか、この辺はどうか。

○石井経営監理課長      今、A & Aというふうに具体的に示してもらったが、A & Aがどうであるかというのは、その時点で判断をさせてもらうようになる。という前提の中で、今回の制度においては、法令、条例等に基づいて、市の補助金、負担金等が義務づけられるというか、決まっているものについては対象外とするということで考えている。ただ、まず、市施行の部分から言うと、仮に市施行で区画整理を行うとした場合に、それについては市が主たる事業者として事業実施、計画を立てるということなので、まずは、この評価制度の対象になると理解してもらいたい。もう一つ、組合施行の場合だが、基本的には、組合施行の再開発事業、区画整理事業等については、組合が国の事業採択を受ける中で、その事業の評価というのを国の基準の中で実際に受けている。それに基づいて事業化がされ、法令によって、条例等によって、補助金、負担金が決まってくるので、その部分、事業全体は対象とはなっていない。ただし、例外的に、公共施設管理者負担金については、20億円以上の支出を行う場合については、その部分を対象とするとしているので、組合施行の再開発事業、区画整理事業等について、全体事業は国の採択の中で審査を受けるが、市が行うべき公共施設管理者負担金相当の部分については、本制度の対象となってくるものである。

○松永委員      組合施行で、道路部分のところでも、例えば30メートルあるいは20メートルと描き方で、これが道路の幅として妥当なのかどうかということは組合として考えたとしても、大規模事業評価制度にかかったときに、そういう判断がされてもいいのかなという思いはしたので、これが入っていることは妥当と私は思った。

それから、これはそもそも都市計画決定されると入ってこない。となると、組合施行にしる、市施行にしる、都市計画決定前に大規模事業評価制度にかかるということがないと、流れとしてできなくなるということになるが、どういう段階の中で、この評価制度が入ってくるのか。

○石井経営監理課長      今回の制度を実施するプロセスというか、段階という質問と理解する。事業を事業化していくに当たっては、所管部局において、事業についての計画を立て、それについての事業規模あるいは費用等の概算の部分、このあたりをまずはベースとなるものを定めていく。これが第一段階の基本構想段階と私どもは言っているが、この基本構想の段階において、まずはその事業を実施すべきか否かという庁内の会議の中で事業化に向けた検討が行われる。その段階で、大規模事業評価制度の対象となるかどうかという部分をすくい上げるような形で、入口のところで対象とする、あるいは対象としないということを決定させてもらうというプロセスなので、都市計画決定に至る手続についてはそれよりも後の段階となるので、都市計画手続に入る前の段階でこの制度——わかりやすく言うと、事業の入口のところで本制度で大規模事業の評価を実施するというような流れになってくる。

○松永委員      確かにその流れにしないと、この評価制度の目的や役割、意義というのが果たされないだろうと思うので、流れとしては、そうだろうと思う。

それから、総合計画や各部門別計画との関係、ことしから新総合計画がスタートしているが、実施計画としても、向こう3年間、具体的に財政推計もして、きちっと位置づけた。そういう関係で位置づけられているが、この評価制度の関係で、縮小や修正、見直し、凍結、廃止等々の結果で、総合計画なども変わるということがあり得るのか、その辺はいかがか。

○石井経営監理課長      本制度については、20億円以上を対象とし、50億円以上は外部評価、特に外部評価においては、諮問をさせてもらって、答申をもらうというプロセスもあるし、また、外部評価を行わない場合においても、各局において評価した結果を市民に公開するということを想定している。評価の結果については、見直しをするといったような結果が出る可能性も当然あるわけだが、それらについては、外部評価からもらう答申も含めて、市としては、それを真摯に受けとめ、あるいは結果に基づいて再度検討を行って、その結果について、市として決定させてもらう。拘束力というところでは、必ずしもそのとおりにしなければいけないということではないが、真摯に受けとめて対応を図らせてもらうというところ

である。

○松永委員       私ども6月の総務部会で説明を受けたときには、大規模事業評価制度については、9月に外部委員会を設置して、10月以降、制度を開始したいという説明があったが、この12月議会に出されている。この辺は、おくられているのはなぜなのかという思いがするが、何かあるか。

○石井経営監理課長       6月のときには、委員の言うとおりに、秋には制度を動かしたいということで説明していた。説明した後に、特に外部評価の委員会の位置づけをもう一度確認し直して詳細を詰めていった中で、今回は特に、市の大きな施策に影響を与える、あるいは後年度の財政に影響を与える可能性のある事業を諮問し、答申をもらう。あるいは状況によっては建議をしてもらうというふうにさせてもらっている。そういった非常に重たい役割というか、大切な役割をしてもらう外部評価委員会について、やはり、条例に位置づけ、議会に説明し諮るという結論に至った。そういった経過の中で、本12月議会において条例を改正させてもらうということで提案している。確かに、当初説明したスケジュールとはずれているが、議決を賜れば、できるだけ早期に、この制度を動かすように行っていきたいと考えている。

○松永委員       今言われたように、非常に重たい責務を負う委員会、委員たちだと思う。前に線引き関係で、津久井で非常に大きな住民運動も起きて、そして、それにかかわる外部の学識経験者や公募市民も交えた委員会の傍聴をしたり、議事録を読ませてもらって、委員の欠席が非常に多いのに、びっくりしたし、がっかりしたことがあった。住民がこれほど緊迫して、大変な思いで運動しているさなかに、それを受けとめ、どういうふうに意思決定するかという委員会で、特に学識経験者の欠席が多かったが、欠席率の高さに非常に驚いた。そういう意味では、今回5名ということで、本当に重責を担う委員なので、くれぐれも、そういう意味では、こういった責任を負える、その方の意思を十分に確認してもらいたいし、その辺のところは、市としても、お願いした以上、必要ならば、欠席が多かったときには十分にお願ひ、指導すべきだと私は思った。この方々がそうかどうかはわからないが、意見として申し上げる。

最後に、これは意見と質問ということにもなるが、内部評価のときにも

公表して市民意見を聞く、そして、対応方針決定したことを公表し、市として予算化するかしないかを決めていくという流れだが、市民意見を聞くと言うが、パブリックコメントというのは、現実も、本当に重要なことであっても、なかなか行き渡らない。市民からの声も、数としても1けた台だとか、市民意見を聞くという形で厳しい結果があって、今後、大規模事業で、もっと広範囲に市民の声を聞く必要がある。市民アンケートなり、もっと違う形で市民の声を聞くこともあるべきではないかと思うが、市民意見を聞くというのは、どんな形を想定しているのか。

○石井経営監理課長      市民に意見を伺うということについては、タイミングとして、まず、各局において、事業の評価を実施する。その評価結果——調書のフォーマットをつくる予定だが、その様式に沿って局内の評価をしてもらって、その評価結果を示すような形で意見を聴取することになるので、その評価様式の中には、例えば妥当性であったり、有効性であったり、そういったものがその中に明示されているので、それをごらんいただくような形で、市民から適正な意見をもらうような形をとりたいと思っている。

○松永委員      今回、陳情で住民投票条例を設置してほしいということも出ているが、今後、BRTにしても、リニアにしても、市民の意見が大きく分かれるところである。そういう意味で、こういう事業評価制度も市としてやっていこうということにはなっているが、事業立案をしたところの内部の評価のところで、妥当性とか必要性とかがまるっきり逆の形が出てくるのはおかしい話で、その辺も不思議な流れだと思うが、やっぱりきちんと、将来にわたって、相当な影響がある。直接、市民の声を広範囲に聞くということについては、もう少し工夫してもらいたい。私ども議員としても、市民の声を届けるパイプ役ということでの役割は果たしていくが、市としても、重要な案件については、市民意見の反映、聴取を工夫すべきだということを言って終わる。

○江成委員      先ほど20億、50億の基準の問題で、私もその点確かめたいと思っていたが、横浜の例に倣ったと。それから、政令市では、比較的人口とか規模の近い静岡の例が報告された。その答えの中で、行政評価検討委員会の結論に従ったということだが、説明としては、若干不十分

ではないか。問題は、20億という設定が適切なのか、あるいは5,000万がいいか悪いかは別にしても、もっと低くするべきなのかということが議論であって、恐らく、行政評価検討委員会では、そういう議論をしたと思うが、結果として、財政規模、人口規模、事業規模、とてもではないが比べようがない横浜の例に倣ったのは、これこれこういうわけだと言ってもらわないとわからない。ぜひ、その点を伺いたい。

○石井経営監理課長      先ほど、同財政規模ということで静岡の事例を言った。その際に言えばよかったが、他の自治体もそれぞれ、先ほど幾つかの市が導入しているということで、それぞれについて、やはり、まちまちと言うと言葉が不適切かもしれないが、ある。横浜市は、20億円以上を対象とし、80億円以上を外部評価とする。静岡市は先ほど言ったが、他に政令市では大阪市がある。こちらは、公共事業については全体事業費100億円以上というのが1つのベースになっている。それから、同じ政令市では、京都市が10億円以上、ただし、これは金額を問わず内部評価だけである。そして、北九州市については、100億円以上ということで、こちらは内部評価、外部評価、ともにある。必ずしも横浜市だけを引き合いとして検討したわけではなく、先ほど14市ほど把握していたと言ったが、それらの主な部分について、行政評価検討委員会——これは経営評価委員会の分科会だが、その中でも、他市のこれらの事例を総合的に勘案してもらった中で、相模原市においては、20億円以上、50億円以上は外部評価というような報告、提案をもらったということである。説明が不足して申しわけなかった。

○江成委員      いろんな規模で、いろんな位置づけで、さまざまな設定金額があるということはよくわかった。そういう中で、相模原市の主体的な判断として、こういう設定をしたというふうに理解する。

そこで、具体的に言うと20億というのを考えた場合、私どもの理解だと、事業の想定費用が仮に19億だったり、19億5,000万だったら対象外、20億以上になれば対象、50億についても、同じように考えられると思うが、さっき言った建築工事、土地取得等含めた概算総計を出すとしても、はっきり言って確定ではないわけで、この辺、当然、幅が生まれる可能性があると思うが、幅の問題と、それから、対象にする金額との

関係はどういうふう to 受けとめたらいいいのか伺う。

○石井経営監理課長      委員の指摘のとおり、概算の段階では、恐らく、かなり幅が出る。決算と比較をすれば、恐らく、過去の事例でも、基本構想段階と数字が動いているものは少なからずあるだろうと思う。恐らく、委員の心配の点は、例えば20億ならば、恣意的に19億8,000万円にしてしまうようなケースも考えられなくはないという指摘かと――違っていたら済まない。必ずしも、恣意的という部分は、私ども事業を組み立てる中において、そういった考え方は、まずもって持っていない。その上に、基本構想等の段階においては、大規模事業の場合には、多くの場合、外部にお願いして、数字の積み上げ等も行うということがあるので、そこでの1つの客観性はとられるだろうと思っている。また、特に対象事業となるか否か、20億以上あるいは50億という1つの区切りを持っているが、例えば49億9,000万円ならば外部にかからないかということ、必ずしもそうではなくて、やはりその段階で、今回、条例の改正をお願いしている大規模事業評価委員会に、そういった事業があるということは諮ってもらいたいだろうと今は考えているので、二重三重に適正な対象事業が選ばれるような形をとっていきたいと考えている。

○江成委員      恣意的な操作というか、対応があるとまでうがったわけではないが、やはり、大規模事業評価制度ということでスタートすれば、市民から見て、それがどう機能しているかということは、すごく重要だと思う。今るる話を伺って、その20億というのがぴったりにどうこうという次元ではないということにはよく理解した。そういう点がよくわかるように、市民に公表したり、意見聴取をするときにも配慮してもらいたい。

関連するかもしれないが、20億の事業というのは相当大きいわけで、この間の工事契約の変更を持ち出すわけではないが、10億も変わってしまったら、それから、工事を進めていったら出水があったので、1億、2億増額されたという例はいっぱいあるわけで、当面これでスタートすることだから、対象事業というのは、もしかしたら、もう念頭にあるのかと思う。もし、50億以上で当面对象になりそうな事業、想定される事業、あるいは20億で当面对象になりそうな事業があれば伺いたい。

○石井経営監理課長      まずは、先ほど恣意的という言葉を使って答弁

したこと、申しわけなかった、おわびする。

対象事業の件だが、事業の概算が出てきた段階で、対象となるか否かを個々に判断することになるので、現時点で具体的にどれと言うことはできないが、ただ、あくまで可能性という意味でいけば、相応の規模を持った事業、例えば、先ほど松永委員からも質問があったが、新磯野、麻溝台の区画整理事業などは、単純に全体事業のまだ全く見えない部分があるが、想定する規模とかから見れば可能性はあるし、あるいはそれ以外についても、大規模な道路事業等については、対象となってくる可能性はある。

○江成委員        50億ということではわかるが、現在これというふうに挙げられないというのは若干残るところで、スタートさせるのに、そこまで想定していないでスタートするのはどういうことなのかと正直思うが、挙げられないということだったら、それでいたし方ないと思う。では、年度内に対象になる事業、言いかえれば、外部評価に限ってもいいが、外部評価委員会が年度内なり、任期が2年になっているから2年でもいいが、2年の中に、どのくらいの頻度で稼働するとか、対象案件事業を抱えるのか、この点についてはどうか。

○石井経営監理課長        やはり、それぞれの事業の部分の概算が出てくる段階が1つのキーになるので、開催の頻度等についても、今、予算編成中で、その中で一定の回数を確認したいと思っている。今年度については、委嘱を含めて、現在、後ほど議案として審議してもらう補正予算の中にも計上しているが、それについては2回分。来年度についても、事業の基本構想ができた段階でキャッチするわけなので、柔軟に対応できるように、一定の回数は確保して、特に外部評価委員会については、私なりの素人な考えで申しわけないが、恐らくは、1つの事業、大規模事業1回の審議で完結ということはないのではないかとと思っている。2回あるいは場合によっては3回というふうに繰り返し審議してもらった中で、その妥当性等が判断されると考えているので、少なくとも1つの事案が生ずれば、それに要する2回ないし3回分は、常に私どもとしては準備をしておきたい。まことに抽象的な回答で申しわけないが、そのように考えている。

○江成委員        制度をスタートする以上、やっぱり十分な、形式的にならないような取り組みが必要だということは重ねて言いたいと思う。

最後だが、先ほど外部評価委員会の答申、建議と実際の執行との関係は、拘束力はないが尊重する、真摯に受けとめるという説明、そうかなと思う。私たちが言うのはおかしい話かもしれないが、理事者側としては、こういうフローチャートの中で、議会への対応はどういうふうにイメージしているのか、もしあれば伺いたい。

○石井経営監理課長      今後、詳細なプロセスについては、実施に当たって詰めていきたいと考えているが、当然ながら、議会、議員の皆様に対しても、逐次、情報提供に努めていきたい。特に市民に公表するタイミング等においては、そのタイミングをとらえて、情報提供していきたいと考えている。

○大神田委員長      他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第 90 号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長      賛成総員。

よって、議案第 90 号は可決すべきものと決した。

休憩する。

午前 11 時 23 分   休憩

---

午前 11 時 40 分   開議

○大神田委員長      再開する。

---

◇○◇

---

議案第 102 号   当せん金付証票の発売限度額について

○大神田委員長      議案第 102 号当せん金付証票の発売限度額についてを議題とする。

提出者の提案理由の補足説明があったらお願いします。

○長沢企画市民局長            議案第102号当せん金付証票の発売限度額については、本会議で説明したとおりなので、特に補足することはない。

○大神田委員長            これより質疑を行う。

○江成委員            売上げの分配金というか、貴重な収入になっていて、こういう財政の厳しい中で、貴重な財源の一つだと思う。過日の本会議やこの間の議論を聞いていると、とはいえ、販売促進ということが相当強く言われていて、私も夢は持たなければと思ってドリームジャンボ等はそれなりに買っているが、余り販売促進で宣伝が行き過ぎてもどうかと思う。適切な販売促進策というか、その辺の考え方。それから、もう一つは、国の仕分けでもいろいろ議論になっていたように思うが、関連費用と当せん金の額との関係あるいは自治体の配分金の関係等について、何か考えがあれば伺いたい。

○古井財務課長            販売促進の関係だが、宝くじは国民の夢として、広く親しまれていると承知しているが、平成13年からずっと、全国の売上げが1兆円台を続けてきたところ、21年度に9年ぶりに下回って、今年度も同様な状況が予想されていること。それから、全国レベルだが、上半期の前年度の比較で言うと、4.6%売上げが落ちているという状況を考えると、本市の本年度の収入にもそんな影響が出てくると想定されている。景気の低迷が続いているが、今後、景気が回復に転じた際に、さらなる売上げの増加が期待できるよう、過度ではないが、適切かつ積極的な販売促進というのは、今後やっていく必要があるのではないかと考えている。また、市内での売上げの向上については、3年に一度、県内の配分率の見直しを予定しており、その向上は市の収益にもいい影響を及ぼすので、そういった意味からも、さまざまな機会をとらえて、市内での販売促進に努めていく必要があると考えている。

それからもう1点、国の事業仕分けの関係だが、今、総務省の宝くじ検討会で検討がなされていると承知している。配分等の割合について、今承知しているのは、まず、販売の当せん金が45%ぐらい、それから、各自治体への収益が40%ぐらい、残り約15%が販売促進事業、啓発関係の事業等に充てられているようだが、その啓発事業の内容の見直しについて、

今、議論がされていると承知しており、その見直しによって生じる財源については、当せん金あるいは自治体への収益金に反映させるという方向で検討されているように承知している。

○江成委員        売りが下がっているのは、当然、景気の影響ではないかと思う。私自身も、なかなか当たらないなど、今までより買う額が少なくなっている。それにしても、心配なのは、やはり一獲千金ということで、例えが適切かどうか分からないが、お父さんが子供のお年玉の分も使ってしまったということがあってもいけないし、子供も周辺にいるわけだから、それなりに自己コントロールがきくようなことが必要だとみずから戒めているが、射幸心をあおり過ぎないような配慮を常に持ちながら、買うなら市内でというのはぜひやっていかなければいけないし、私自身もそれを心がけているが、そういう点も念頭に置きながら、今後、対応してもらいたい。

○稲垣委員        政令市に移行して、宝くじの発行に関する業務といったことの中で、宝くじの仕組みがいま一つよくわかっていないので、まず、それを教えてもらいたい。それから、今、お金の流れもあったが、その辺も、最終的に市にどういう流れで還元されてくるのか教えてほしい。

○古井財務課長        宝くじの発売の仕組みについてだが、宝くじは、都道府県、政令市が発売主体になるが、これは協議会を設置して、そこで共同で発売を行っているものである。その発売に当たっては、昨年の12月定例会で協議会の加入について審議してもらったが、相模原市の場合は、全国自治宝くじ事務協議会、それから関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会の2つの協議会に入っており、この協議会が毎年、過去の実績等を踏まえて、販売計画額というものを定める。その販売計画の案の段階で、各都道府県や政令市に示されて、それをもとに販売限度額を各自治体が算出して、今回提案している限度額の議決を経る、それが最初である。

それから、販売主体、各協議会だが、販売計画額、今、年末ジャンボ宝くじを発売しているが、それが終わって、年明けに総務省に計画額の申請をして許可をもらう、まず、そういった流れがある。あとは実際の発売になるが、議会の議決あるいは総務大臣の許可を得た後、販売主体が宝くじの売りさばき事務等を受託する金融機関を募集するための広告を行い、そ

の募集によって決定した受託銀行等が委託を受けて販売を行う。これは年間通して、四半期ごとに受託金融機関の決定を行うという流れのようである。受託銀行は、広報宣伝、宝くじの券の作成、売りさばき、それから抽選とか当せん発表、当せん金の支払いを行った後に、手数料や経費を差し引いて、最終的に各自治体への収益金の配分に至る、そういった一つの流れがある。

○稲垣委員       これもまた基本的な話になるが、その配分金、パーセント、市に対する配分率を教えてほしい。

○古井財務課長       配分率については、今、県内で販売計画額をもとに、各都道府県に対して、いわゆる持ち寄り率という各配分額、率によって額が決められて、さらに県内での相模原市の配分率については今6%、それが今年度の予算に計上した収入である。

○稲垣委員       それで、今発行できる宝くじ、すべてが関与できるのか。どういう種類が関与できる宝くじなのか。

○古井財務課長       宝くじは現在いろんな種類があって、いわゆるジャンボと言われるジャンボ宝くじ、あるいは数字選択式の宝くじ、あと、東京都は独自に発行しているが、各自治体がみずから発行する宝くじもある。そういった中で、サマージャンボ、それからオータムジャンボの2つの種類については、政令市への収益ではなくて、都道府県へその収益が配分されて、そこから各市町村へ貸し付け等の資金として活用される。それ以外の宝くじについては、すべてではないが、政令市にも配分されると認識している。

○稲垣委員       市の6%だが、政令市はみんな同じと考えていいのか。

○古井財務課長       6%については、神奈川県の場合、相模原市が政令市になる前は、横浜、川崎、県の3者で配分していた。その県の部分について、新たに相模原市が政令市になって、相模原市にも分けられて、今は3政令市と神奈川県、それは6%だが、他市については、やはり、それぞれの販売状況、販売実績等を勘案した中で、それぞれ県内での配分率というのは決まっているようで、これは各都道府県によって異なってくると考えている。

○稲垣委員       大体、流れがつかめた。先ほど、射幸心をあおるという

話もあったが、これは大人の判断でやることだから、そんなに心配することはない、皆さん、良識の判断で買っていると思っているが、売り場の増設というか、先ほど、金融機関が受託してという話もあったが、手続的には、売り場というのはどういう形になっているのか。

○古井財務課長        販売促進策としては、1つとして売り場の増設が考えられると思うが、売り場の増設については、いわゆる販売業者等からの開設の申請がまずあって、その申請に対して、今はみずほ銀行が受託銀行だが、全国自治宝くじ事務協議会で、過去に議決して決定した再委託承認基準というものがある。その基準というのは、いわゆる事業者の経営者としての資質とか、あるいは宝くじの販売継続の見込みとか、そういった業者の経営状況等を判断する基準だが、それをもとに審査を行う。最終的には、各販売団体、要するに、神奈川県だと神奈川県と相模原市、ここが承認を行って売り場が開設されるという流れがある。

○稲垣委員        県と市が承認をするということは、その団体の申請があることによって、こちらが許可するというか、市からは、ここにふやしたいという働きかけはできるのか。

○古井財務課長        あくまでも販売業者の希望に基づいて、まず、受託銀行が受け皿になるという流れなので、市がそこに関与することは好ましくないと考えている。

○稲垣委員        政令市になって、新しく売り場がふえたとか、そういう事例があったらお聞きして終わる。

○古井財務課長        現在、市内には、ことしの9月に橋本のアリオに1カ所設けられて37カ所の売り場がある。増設については、この1件というふうに承知している。

○古内委員        先ほど、地方自治体が発行する宝くじ云々という話があったが、例えば、相模原市がオリジナルの宝くじの発行とかというのはできないのか。

○古井財務課長        先ほど、地方自治体と言ったが、東京都は独自にやっているが、それ以外については、単独の自治体では発行実績はないということで、あくまでも団体、協議会等で発行している。単独で宝くじを発売した例としては、阪神・淡路大震災の復興事業のために、兵庫県と神戸

市が発売したケースがある。また、過去にオリンピックとかワールドカップ、こういった国家的行事への資金協賛のために発売されるというケースはあると承知しているが、基本的に、そういったケース以外については、単独での発売は総務省で許可されないと認識している。

○古内委員       例えば、相模原市が政令指定都市に移行した記念宝くじが出せれば市の収益になると思ったが、総務省の方でそういう決定があればしょうがない。わかった。

○大神田委員長       他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第１０２号当せん金付証票の発売限度額については、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長       賛成総員。

よって、議案第１０２号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午前１１時５９分   休憩

---

午後   １時００分   開議

○大神田委員長       再開する。

---

◇○◇

議案第１０４号   平成２２年度相模原市一般会計補正予算（第４号・所管部分）

○大神田委員長       議案第１０４号平成２２年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分を議題とする。

提出者の提案理由の説明を求める。

○原財務部長       議案第１０４号平成２２年度相模原市一般会計補正予

算第４号の本委員会所管部分について説明する。

歳入歳出予算については、本会議で説明したとおりなので、特に追加することはない。

○大神田委員長       これより質疑を行う。

○古内委員       補正予算書３５ページの説明で、今回の補正予算ということで、償還金、利子及び割引料として３億４，０００万円が計上されている。内訳としては、市税過誤納還付金が９，０００万円、精算返還金及び市税外過誤納還付金が２億５，０００万円計上されている。平成２１年度の決算額で見ると、市税過誤納還付金ということで約９億８，１００万円、精算返還金及び市税外過誤納還付金ということで約１億２，７００万円となっている。なぜ、今回の補正予算で３億４，０００万円もの多額の補正予算を計上する必要が生じたのか。特に精算返還金及び市税外過誤納還付金の２億５，０００万円については、何か特別の要因でもあったのか、その辺の内訳について、具体的にお聞かせ願いたい。

○古井財務課長       精算返還金及び市税過誤納還付金については２億５，０００万円の補正の計上で、当初の予算は１億円である。このうちの約９，５００万円、ほとんどの割合だが、国庫、国への還付金ということで、それ以外には、県補助金、負担金の還付、あと施設使用料等の還付があるが、ほとんどが国庫の還付ということで予算を計上していた。今回、相当の額、２億５，０００万の補正の内容と昨年度の比較だが、まず、今年度は会計実地検査が行われて、図書館ネットワークの構築にかかる平成１９年度の市町村合併関係の補助金について、補助対象経費の適用誤りが指摘されたことにより、約１，３００万の還付があった。これは既に現計予算１億円の中で支出済みだが、まず、そういった１つの要因がある。それから、例年見られる国庫の精算返還金、これは基本的には前年度の——特にこれは福祉関係が多いが、福祉関係については、基本的には当初見込みで申請して、支給の決定を国から受ける。その後、年度末に変更申請があるが、基本的には国庫というのは、ほぼ見込みに伴う概算で交付されて、翌年の出納整理期間に実績報告をして翌年度末に精算するといった１つの仕組みがある。今年度については、内訳的には、福祉の中でも障害者自立支援給付費国庫負担だけで約２億円の還付があった。昨年が当初１億円に対して１

億 2, 7 0 0 万の決算、約 2, 7 0 0 万の——これも補正で対応したわけだが、この中にも、同じ障害者自立支援給付費国庫負担の還付がある。主には障害福祉関係の国庫の還付に相当金額の差があったということだが、これについては、まず一つは、あくまでも概算で交付を受けて、その精算に伴う。当初の申請で、ある程度多目の見込みを立てていたというのが一つ。それから特に平成 2 2 年度の精算——これは 2 1 年度分だが——において、サービス等を対象とする人数の積算根拠の考え方を改めて、その前の 2 0 年度分も含めて 2 年間の精算を行ったということで、今年度は昨年と比べて、はるかに大きな還付になっている。それが一番大きな要因である。

○古内委員        いわゆる、こうした多額の精算返還金だが、これは本市だけの問題なのか、それとも、ほかの自治体でもこういう問題が起きているのか伺いたい。

○古井財務課長        他市の状況については、大変申しわけないが、調査していないので、ここでは答えられない。

○古内委員        精算返還金については、庁内でよく検証してもらって、また、制度の改善を国に求めていくような方向で、極力、こうした多額の補正が生じないように、取り組みを行っていかなければならないと思うので、このことを要望して終わる。

○江成委員        3 7 ページの統一地方選挙の執行に要する経費だが、これを見ると、統一地方選挙経費 5 億 6, 0 0 0 万円のうち、今年度執行分 2 億 2, 6 7 0 万というのが計上されているが、具体的な内容は何か。

○井上市選挙管理委員会事務局次長        補正予算の統一地方選挙の具体的な内容についてだが、今回上げさせてもらっている 2 億 2, 6 7 0 万は、統一地方選挙——選挙自体は、一昨日、法案が通過したということで 4 月 1 0 日になるが、主にこれにかかわる準備を中心とした経費ということで、例えば、今回の相模原市の選挙だと、政令市になったことにより、4 月 1 0 日に 4 つの投票を一度に行わないといけない。そのために、投票箱とか開票に要する物品の購入とか、あらかじめ用意させてもらうものを中心とした経費、あと、既に 3 月 2 4 日には一番早い県知事の告示になり、翌日から期日前投票が始まるので、そこら辺に要する経費を計上させてもらったものである。

○江成委員        私の理解では、統一地方選というのは、４年に一遍設定されていて、この時期、大きく変わるわけではないというふうに——具体的な設定は閣議決定が必要だとかは承知しているが、当然、４月の当初ということであれば、事前の３月の準備が予想されるわけで、あえて言えば、当初予算で組んでおくべきではないかと思うが、補正に回したのは何か理由があるのか。

○井上市選挙管理委員会事務局次長        何で当初ではなくて補正で上げてきたかというお尋ねかと思う。選挙自体は任期満了に伴うものだから、指摘のとおり、予定で行われるものだが、相模原市の場合には、この４月から政令市になっていくということの中で、１つには、県議会議員あるいは市議会議員の選挙区が今度新しくできる３つの区にそれぞれ配分されるが、そこら辺の状況が当時まだ見えなかったということが一つ。それから、当然だが、１２月補正でやらせてもらえば、対応は何とか間に合わせてもらえるのかということ。それと、政令市で初めての選挙を夏に執行させてもらったが、そのときの状況を踏まえながら、できるだけ適切に要求、準備をさせてもらいたいということで、今回このような流れにさせてもらったものである。

○江成委員        ７月には参議院選挙があったから、政令市移行との関係でいえば、それではなぜ参議院選挙だけは当初なのかということになるわけで、細かいところまで言わないが、この辺、すべて当初予算でということには当然ならないと思うが、若干首を傾げた向きがあるので、市民への説明については、十分取り計らってもらいたいと思う。

関連して何うが、４月１０日に知事、県議、市長、市議の４つが同日で投票されるということになると、区の選挙管理委員会ができているわけだが、初めてのことになると思うので、いろいろ課題があると思う。今、幾つか挙げられたように思うが、どんな課題を考えているか聞かせてもらいたい。

○井上市選挙管理委員会事務局次長        統一に向けての課題事項ということで、もろもろあるが、大きいところと言うと、４つの地方選挙を同時に行っていくというのは全国でもまれに見るケースということで、まず、それが一つ挙げられようかと思う。それから、政令市に変わってからの初

初めての地方選挙という意味では、さきの選挙は、旧市が1つの選挙区で、津久井地域4選挙区ということだったが、今度の選挙からは、緑、中央、南のそれぞれが県議会議員、市議会議員の選挙区になってくるので、そのところを十分に理解して、選挙人の皆さんに投票してもらうことが一番大きい課題かと思っている。

○江成委員       私もそういう点が課題としてあるのではないかと思ったが、要するに、知事、県議、市長、市議の告示の日は違うが、ゴールは同じということで、例えば期日前投票なんかは、それぞれの選挙種ごとにスタートが違うとか、そういう問題も出てくるのか。

○井上市選挙管理委員会事務局次長       期日前投票に関するお尋ねだが、それぞれ選挙の告示日の翌日から行うことができるというのが基本のルールである。なおかつ、今の相模原で言うと、各開票区に1カ所は必ず設けなければいけない、これは法定のルールである。それ以外には、いわゆる増設として設置することができるが、こちらについては、基本のルール以降であれば、ある程度、柔軟な設定が可能というぐあいになっている。

○江成委員       いずれにしても、有権者の立場から見ても、かなり大変だし、初めてのことから、例えば、高齢者の方なんかで混乱が生じることもあるのではないかと思う。そういうことはできるだけ事前に防止することが大事ではないかと思う。投票というのは主権者たる行為の第一番に挙げられる大事な選挙だから、市民周知ということをぜひ徹底してもらって、極力、混乱、間違いのないようにお願いしたい。

あと1点、前回の例で言えば、前半戦と後半戦に分かれていたわけだが、今度は一遍になるわけだから、投票管理の事務とか開票の事務とか、相当、トータルの仕事が集中してしまうと思うが、人員体制については、どういうふうに考えているのか。

○井上市選挙管理委員会事務局次長       いわゆる選挙執行サイドの事務方の職員というふうに受けとめさせてもらうが、従来、第2、第4日曜日、2回に分けてやっていたものが、今回、4月10日に一時に行うので、内容的には、今までばらばらにやっていた部分を兼ねてできるという部分については効率的になるが、ただ、現実的に票の数がふえてくるので、特に投票事務等については、投票の取り違え云々が起こるといけないので、そ

れに応じた職員の配置を考えて対応をとっていきたい。基本的には、これまでも相模原市の職員を中心に選挙の事務を執行してもらっている。ただ、投票事務の一部には、場所ごとで、いわゆる非常勤の方をお願いしても差し支えない部分もあるので、それらをあわせながら、人が足りないということがないように配置していくことを基本に進めていきたいと思っている。

○江成委員       初めてだし、事務も集中するわけで大変だと思うが、ぜひ、よろしくお願いしたい。

○松永委員       28ページ、繰越金についてである。決算剰余金を引き出してということで、これは単純計算すればわかる話だが、今年度の決算剰余金、3月で使うと思うが、あと残りどのぐらいになっているのか。

○古井財務課長       決算剰余金、繰越金の残額だが、12月補正予算後の残は約2億7,000万である。

○松永委員       決算剰余金について、推移を見てみると、2005年ごろは73億円であったものが、ここ数年では減少傾向にあって、昨年度の方が今回そういうふうになっているわけだが、22年度の見通し、そして、今後、総合計画の実施計画なども3年間の見通しという中では、このあたりも細かく見通しを立てていると思うが、この点について、具体的な数字で聞きたいと思う。

○古井財務課長       まず、剰余金、繰越金の今年度の見込みだが、先ほどの2億7,000万については、今後、あくまでも補正の財源ということで、3月補正に向けて、まずは、さまざまな方策で財源の確保に努める努力が必要かと思う。そういった中で、この2億7,000万の剰余金についても、有効な活用ができるように努力していく必要があると考えている。それから、今後の繰越金の見込みだが、財政が大変厳しい中、選択と集中等に努めながら予算編成に努めていく、そういったもとでの実施計画になっているが、そういった中でも、できるだけ、むだな執行をせず、あと、財源確保に努める中で、決算剰余金については、一定の額の確保に努めて、翌年度の補正の財源として活用できるようにしていく必要がある。具体的な数字については、一応、繰越金としては、ことは10億円を当初に予定しているが、来年度以降3年間については、毎年20億円を予定している。

○松永委員        今の２０億円というのは、当初で計上していくのが、こ  
としは１０億円だったが、向こう３年間については２０億円と、当初の繰  
越金についての数字か。

○古井財務課長        当初予算に計上する予定の繰越金の額が２０億であ  
る。

○松永委員        さっきの質問では、決意はあったとしても、具体的な数  
字は言えないという話だったが、例年ベースの繰り越しとなるのか、向こ  
う３年についてはそれがさらに下回るというイメージなのか、見通しとい  
うことで聞いたが、これも、今数字は言えないという話だったが、例年ベ  
ースとの関係でどうなのかということを聞いた。

○古井財務課長        ２１年度の決算剰余金をベースに、今後３年間見込  
んでいる。

○松永委員        その点はわかった。

それでは、同じ２８ページの市債の総務債について、１，８００万円と  
いうことだが、これは２２億円の緑区合同庁舎の立体駐車場の設計費用と  
いうことで、この財源としては、合併特例債を使うようだが、この合併特  
例債、２００６年から１５年まで１０年間で、そして、額も最高額、これ  
も設定されているものだが、今回の緑区合同庁舎の駐車場というのは、合  
併債が使える事業なのか。つまり、合併特例債というのは、まちづくり計  
画に位置づけられている事業でなければ活用できないと認識しているが  
——それができたから計上されていると思うが、総務省との関係とかでは  
どういうやりとりがあったのか。

○古井財務課長        今回の緑区合同庁舎立体駐車場整備事業の財源につ  
いては、９５％の合併特例債を充当するということで見込んでいる。新市  
まちづくり計画については、保健福祉センターが事業として挙がっており、  
今回、区役所の機能もあわせ持った合同庁舎ということで、今、建設計画  
が進んでいるが、その立体駐車場、その施設を利用する市民のための駐  
車場についても、一体的な事業ということで、国の方に相談等して、特例  
債の発行が認められた経過がある。

○松永委員        区役所の立体駐車場というのは、当初、建設委員会の中  
でも、この駐車場は足りるのかというやりとりの中で、ずっと大丈夫と言

っていたのが、ここで突然出てきて、周辺に渋滞を招いてはいけないので、そういう関係で必要であるならば、計上ということもやむを得ないし、執行していくことも必要なことだろうとは思いますが、予算計上というか、私たちに提起されるのが余りにも唐突だったので、こういったものに合併特例債を充てていくことができたのかと思った。ちなみに合併特例債、これまでの累計、トータルとして使える枠との関係で、枠がどのぐらいで、これまでの累計でどのぐらい使ってきたということと、今後、この合併特例債の活用の考え方について聞く。

○古井財務課長          合併特例債について、本市の上限額は約346億で、ここで緑区合同庁舎立体駐車場の整備に1,800万充当した。その段階での活用率は約23%である。それから、今後については、現在、実施計画のパブリックコメントが実施されているが、来年度の予算編成作業をここでスタートしたわけだが、その中で、まず来年度、こういった適債事業があるのか、こういった活用ができるのかを検討していく必要があると考えており、その後については、まだ未定な部分が大きいと思う。

○松永委員          交付団体になったということで、合併特例債の部分の費用についても交付金に算定されていくということで、今後、恐らく、合併特例債の活用が進んでいくと思うが、あくまでも借金であるということは、やはり、いつも肝に銘じてもらいながら、全体のトータルとしてのあり方を考えていかなければならないだろうと思っているので、この辺は意見として述べたいと思う。

次に、34ページの都市経営推進事業の報酬12万6,000円とある。これは恐らく、先ほどの議案の中で出てきた大規模事業評価制度の関係での委員報酬かと思うが、この内訳的なものについて聞く。

○石井経営監理課長          34ページの目55企画費の12万6,000円の計上だが、大規模事業評価委員会の委員の報酬である。内訳としては、1日当たり、1回、1万2,600円、これが1人の単価である。先ほど条例の方でもあったが、5人で構成するので、5人分で6万3,000円、そして、2回分を予算で計上して、補正を上げさせてもらっているところである。

○松永委員          こうやって具体的に補正が計上されているということは、

委員の選定や交渉等々も進んでいると思われる。先ほど意見も言ったが、本当に慎重な委員選定をお願いしたい。

もう一つ、1日、1回、1万2,600円ということで、会議の拘束時間の費用だが、これは報酬規定とかがあって、それに基づくものだと思うが、相当のボリュームの前もっての勉強も必要だろうと思う。例えば介護認定審査委員のお医者さんたちも、会議ではその時間だけのことだろうが、私たちもそうだが、前もっての資料を一生懸命勉強するということがある。そういう意味では、この単価というのは適切なのかということについて、これは高過ぎるとか、安過ぎるとか、自分自身はまだ確定的なものを持ち得ていないが、これはあくまでも同一ということか。

○石井経営監理課長      今回の単価1万2,600円については、市の非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づいて補正を組ませてもらっているので、一定の金額ということである。

○松永委員      そういう意味でいうと、審議する内容、決定を下す内容によって差があってはならないと考えるのか、一定の責任ということでの報酬系の価格差ということがあった方がいいのかどうか、この辺については、私も少し研究していかなくتهはいけないと思っているが、金額の点についてはこれだけにする。

もう1点、同じ34ページの男女共同参画政策経費91万円の補正が上げられているが、この内容について聞く。

○山口男女共同参画課長      DV被害者の緊急一時保護施設の運営負担金ということで、ただいま本市においては、県と県下の各市町村、それと民間団体において、緊急一時保護の施設を運営しており、そちらの負担金に不足が生じたので、91万円という形で補正を上げさせてもらった。

○松永委員      負担金の増額ということで、そうすると、やはり県にしろ、市内で受けられる部分にしろ、増加傾向にあるということか。これはどのぐらいの増加状況なのか。

○山口男女共同参画課長      本市においては、ここ数年、大体、年間20件の一時保護をしているが、今年度は、DV防止法の対象外のケースが前期に若干多くあって、当初予算の計上については、過去5年間で一番多かった年を参考に、今年度、予算の計上をした。10件分で65万円予算

計上しているが、それが前期で使い終わってしまった状態で、一応、伸び率等を換算して、14件分の91万円という形で計上させてもらった。

○松永委員          DV以外の対象者で、この枠の中でやっていくというのは、具体的にはどういう状況の方々のことか。

○山口男女共同参画課長          DV防止法による一時保護は配偶者もしくは事実婚の方による暴力だが、DV防止法以外は夫以外の方、例えば親からの暴力とか、母親の内縁の夫からの子供に対する暴力、そういうものが対象になる。

○松永委員          こういう時世との関係で、増額せざるを得ないというのは、今後も起こり得る、あり得る話だと思っており、的確、適切に増額して、きちっと権利を保障していく、守っていくということをお願いしたいと思う。

最後の1点だが、34ページの諸費で、市税過誤納還付金が9,000万円計上されている。これは法人市民税の納付の仕組みの中で、こういったことはあるだろうと思うが、今回の還付金、数年間の推移ではどうなっているか。これは市内企業の経済状況、景気の動向をあらわす1つの指標かと思うので、推移と今回の特徴というものがあれば、まず聞きたい。

○高橋納税課長          法人市民税にかかわる還付金の推移だが、平成19年度は約2億4,900万、平成20年度が3億5,500万、平成21年度が約8億1,400万だった。

○佐藤市民税課長          今回の還付金の特徴的なことだが、昨年が8億ということで、昨年は百年に一度の未曾有の不景気ということで、今回の特徴的なところは、昨年、悪化を持ちこたえた企業が1年おくれでやはり影響が出てきたということ——それだけではないが、そういったことは大きな特徴として挙げられるのではないかと考えている。

○松永委員          6月議会の代表質問の場で、市内経済をどう見るか、来年度予算をどう見ていくのかという見通しを聞いたときに、景気が緩やかに回復して、7%の市税の増収という数字の答えがあって、一般紙の新聞で経済動向を見る限りでは、7%緩やかに回復していくというのは、どうしても納得できないという思いがしていたが、こういった結果を受けて、来年度の市内法人の税の部分からの見通しというのは変わらないか。

○佐藤市民税課長 来年度の見通しだが、例えば内閣府の月例経済報告とか民間シンクタンクの報告もしくは経済新聞等の記事等、そういった中から、市内経済というところを記載されているところから判断すると、今回、弱めの動きがあるということは事実だが、今後の経済政策効果を背景にしながら、景気が持ち直していくことが期待されているという面もある。また、一方で、海外の景気の下ぶれ懸念とか雇用の問題等、さまざまな懸念要因があるので、総括的にどうこうということは言えないが、さまざまな要因を注視しながら、今後とも見きわめていきたいと思っている。

○松永委員 最後に意見として、やはり今後の予算を組み立てるに当たって、厳しく見積もっていくのか、期待感も入れ込みながら、もちろんそんなことはないだろうと思うが、入りの見通しの立て方というのは、事業を組み立てていくときに重大な影響を及ぼしていくと考えるので、こうした細やかな数字のところで、専門家も入れながら、見通しをきちっと、詳細に立ててもらいたいと思う。あとは実際の予算書が渡されてから議論していきたいと思う。

○阿部委員 36、37ページの選挙費について伺う。結果として、前回4年前よりも8,500万ばかりふえてしまっていると認識しているが、その辺の内訳をお願いする。

○井上市選挙管理委員会事務局次長 前回の第16回統一地方選挙の当初予算と、今回お願いしているのは12月補正ということだが、全体を見渡した中での概算経費との比較というお尋ねかと思う。大きなところは、やはり4つの選挙を同時に行うということで、これまでだと、初回の投票日に使った投票箱等は使い回しがきいたが、そうした物品の購入経費が前回よりも多くかかってくる。同様に、開票に関しても、同日、同時に行うので、足らない部分をあらかじめそろえていくという経費がかかってくる。それから、ポスター掲示場についても、使い回しというところとちょっと違うが、従来だと、市議のポスター掲示場を設置したものに県知事、県議を上に掲りつけて初回をこなし、次の選挙のときには、それをはがして使っていたが、今回は選挙運動期間が重なるので、4基立てていけないといけないということで、経費もかさんでくるものである。それから、細かなことかもしれないが、政令市に移行したことにより、候補者の選挙運動期間、市長

選挙、市議会議員選挙については日数が変わった。これに伴って、いわゆる公費負担、こちらの経費もかなり動きが出てくるものなので、それらを合わせると、全体の概算の見込みとして、そのような不足が見込まれそうだということである。

○阿部委員        市民感覚、市民感覚と言うのも何だが、せっかく政令指定都市になって、効率がよくなる部分もたくさんあるのではないかといいところに期待がかかっていると感じている。間違いがない、わかりやすい、ミスのないというところは当たり前だが、4つの選挙が一緒ということで、国が解散するともう一個ふえるなんていう話もあるが、そういう難しさを抱えている中で、今までどおり粛々とミスのないようにやっていかなければいけないという視点はよく理解できるが、やはり、せっかく政令市に移行して、4つ選挙が一緒になった部分を前向きにとらえて、開票のスピードアップとか、開票作業の効率化とか工夫をする、その中で、ミスとか間違いのないような取り組みをする。そうした中で、公職選挙法第6条で、「選挙の結果を選挙人に対してすみやかに知らせるように努めなければならない。」と規定されているから、この結果を速やかに公表していくという取り組みをしていくことは非常に有効だと私は思うが、せめて開票の中では、開票時間の目標とか、目安になるような取り組みの工夫をするべきだと思うが、その辺の考えはないのか伺う。

○井上市選挙管理委員会事務局次長        開票に関してのスピードアップという観点でのお尋ねかと思う。これまでの選挙においても、選挙ごとの反省を踏まえて、できるだけ早く選挙人の皆様に開票の結果をお知らせするというところで、市全体での取り組みをしてきたところだが、この4月からは、市と区という2種類の選挙管理委員会ができたので、この両者が連携をして、もちろん、開票事務についても、できるだけ早く伝えていくような設定をしていきたい。具体的などころについてはまだ研究中なので、時間の方は言わないが、やはり、これまでの反省等を踏まえた中で、いわゆる票の滞りがないようにスムーズに進むための開票事務に向けて、まずは市と区の選管が連携して協議し、現在はほとんど相模原市職員に開票事務を行ってもらっているので、それらの方のモチベーションを上げながら、できるだけ早い開票という結果につなげていきたいと考えているところで

ある。

○阿部委員        質問の答えとしてはいいが、やはり、いい取り組みというか、すごくもったいないなと思うのは、例えば市長からの指示で改善に取り組んでいるところだという話であれば、それも1つ前に出ている話だと思う。選挙管理委員会は首長から独立した機関ということで、市の方が積極的にかかわれないという部分を感じているのかもしれないが、地方自治法第147条には、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する」ので、選挙事務においても、しっかりと指揮権を発揮していいというふうな事例が出ているし、例えば小諸市は、そういう形で積極的にやっている。具体的な話はなかったが、ベンチマークを置くとか、部署間の連携をとるとか、担当者意識を持つとか、事前レイアウトを確認するとか、さまざまなテクニックというか、ノウハウはたくさん出てきている。また、そういうような効果としてうたわれているところが経費削減にもつながるし、また、市民協働とか、職員の一体感とか、日常の業務へのフィードバック、その他、またマスコミを使ったシティセールスの一環ということで、職員のモチベーションアップにもなっているという話を聞いているので、本市でも、投票率を向上したり、わかりやすさを実現したり、間違い、ミスのない業務をやるということが前提ではあるが、それと全く同じ視点で取り組めるのではないかと思うので、ぜひ、民主主義の基本でもあるので、この辺、もっと当事者意識で、みんなで取り組めるような取り組みをやっていかなければいけないということを指摘して終わる。

○小林（一）委員        35ページの男女共同参画に要する政策経費について、前段の委員の質問でかなりわかったが、もう少し詳しくお伺いしたいと思う。

この不足金、負担金を今回6万5,000円の14人分ということで計上されたということで、これは予想よりも多くなっているということだと思うが、今までの経過があって、取り組みをされてきて、現状の課題を伺いたい。それと、今回の補正によって、ある程度、現状不足してきた部分は解消するとは思いますが、具体的なところで、例えばシェルターの実情が、市民がかかわるところは市外とか、市内とか、あると思うが、そういった

現状をもう少し詳しく説明してもらえればと思う。

○山口男女共同参画課長      現在、相模原市内には、市がかかわっているシェルターはない。ここでうちの方のDV被害者の方が、まず、法に基づく一時保護は都道府県で実施することになっているので、神奈川県的女性相談所と女性センターにシェルターがあるので、まず、そちらに一時保護に行く。法に基づく一時保護については、県の方で原則2週間を限度として保護してもらっているので、その2週間の間に、被害者は、自分の生活の拠点とか、そういうものを全部、自立に向けて、生活保護、そういう形の支援とか、そういうことをするが、2週間で生活の拠点とか居所が決まらない方、自立できない方が中にはいるので、そういう方については、県と県内の市町村と民間団体が運営するシェルターがあるので、その3者によって、そちらの施設を確保して、6万5,000円ずつ費用を出して、2週間を超えた被害者については、そこで保護している。先ほど法対象外の方の説明をしたが、法対象外の方もそちらに入る。課題としては、シェルターの問題があるが、ただ、最近、お子さん同伴の被害者がふえており、平成23年6月に相模原市の並木の市営団地に母子生活支援施設ができるので、お子さん同伴の被害者はそちらに入所が可能になると思うが、法対象外、例えば母親とか父親から暴力を受ける単身女性のための施設はこちらにないので、一応、シェルターについては、今までどおり、3者の共同でやっている施設において確保する形で考えている。

○小林（一）委員      来年の4月から並木団地の母子生活支援センターを開所していく中で、そういった課題の解消に資するということなので、そこは新しい展望かと思う。今伺っていて、市が関与しているものは市内にはないということだが、この支援センターは、そういった意味合いとはまたちょっと違うという認識でいいのか。

○山口男女共同参画課長      シェルターという表現がふさわしいかわからないが、一応、母子生活支援施設は、夫からの暴力を受けた親子は入居できる形になっている。入れる期間は、3年間だけ居住して、また一般の民間のアパートとかに自立に向けて動くという形になっている。

○小林（一）委員      やっぱりシェルターなので、明らかにここにあるとわかるのはおかしいわけで、その意味では理解できるが、いずれにして

も、増加傾向にあるということだし、財政的な限度額もあるので、市が独自でどこまでできるのか、民間のそういったものを活用していくのがいいのかということは検討する必要があると思うが、ぜひ、増加傾向に対しては、取り組みをもっとお願いしたいと思う。

それから、37ページの統一地方選挙の執行に要する経費について、1点、投票率の問題。それから、それと関連するが、区政によって区ごとの選挙、県、市、しかも、今回4つあるわけで、そういう意味では、大変心配している。私もことし62歳になったが、正直言って、今話そうとしていることが言葉でもなかなか出てこない。まして4つ選挙が重なると、3つぐらいまでは覚えていても、最後の一つがなかなか出てこない。これ、現実にかかなり大きいと思う。私、市民と話をしていて、区ごとの選挙になるということも、まだ余り認識していないのが現実だし、もうちょっと詳しい話になると、我々はごく当たり前だと思っていたことが、市民にはなかなか徹底されていないのが現実で、かなり驚くようなことがあって、職員あるいは選管の方というのは、多分、かなり専門的な細かいことで忙殺されていると思うが、現実の市民の意識ということになると、私たちは責任あるので一生懸命説明しているが、そういう意味では、4つ選挙が重なると投票率はどうなるのかというところで、正直言って、かなり心配しているが、この点について、考えがあったら伺いたい。

○井上市選挙管理委員会事務局次長      今度の統一地方選挙の投票率がどうなりそうかというお尋ねだが、どのくらいということを答えるのは非常に難しいので、前回の市議会議員選挙のときの率を言うと、19年の統一で47.4%だった。ちなみに、ことしの夏の参議院議員の通常選挙が54%である。1つには、統一地方選挙で国が法律をつくってやる趣旨というのは、やはり、4年に一度のこの時期に多くの選挙、3月から5月までの3カ月間にあるものを集めて行うことの趣旨は、全体の投票率アップというのがあると聞いているので、4つの選挙ということで、正直言うと、苦慮しなければいけない部分も多々出るところだが、逆にそこを逆手にとって、1日に4つの選挙が同時ということのアナウンスして、投票率に関して、多少なりともプラスの効果にもっていければ幸いだと考えている。それからもう一つ、政令市ということで、特に議員の選挙が区ごとの選挙

区になってくる。こちらについては、特に市民が非常にかかわり合いの大きいところなので、特に市区の選管は、相模原市の変化というところを中心に、皆さんにアナウンスさせてもらうというふうに考えているところである。

**○稲垣委員** 35 ページ、精算返還金は、システム上、ある程度やむを得ない部分だろうと思うが、今回、会計の実地検査に指摘をされた部分があり、それで返還した。この辺、どうして起きたかというのはおかしいが、その原因、理由的なものがあれば聞きたいのと、指摘を受けた後、執行体制に対して、何か改善策があったのか伺う。

**○古井財務課長** まず、会計検査院による会計実地検査だが、先月の初旬に新聞報道にもなった。図書館ネットワーク構築にかかる平成19年度の市町村合併の関係の補助金について、補助対象経費の適用誤り、具体的に言うと、旧津久井町と旧相模湖町の2町が対象になる事業だが、旧城山町、旧藤野町の2町との合併にかかる経費についても補助申請をして交付を受けていた部分の指摘だった。これについては、約1,300万の国の還付が求められて、既に支出している。その後の対応だが、財務事務全般については、日ごろから庁内において、その適正な執行に努めてもらっていると財務課サイドでは認識している。そういった中で、今回の状況を踏まえて、11月の初旬に、国庫補助事業等の実施に当たっては、改めて、その補助要綱等の趣旨とか内容を十分に理解をして、より適正な執行に努めてもらいたいといった形で庁内に通知をした。それから、先月の半ばに開催した予算編成に係る庁内の財務取り扱い担当者の説明会の場においても、口頭だが、誤りのない適正な執行について注意を促したところである。

**○稲垣委員** 合併に際しての部分で、今までなかった業務ということで、そういうことがあったのだろうと思うが、今後、適正な事務執行を心がけてほしい。

**○大神田委員長** 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって、一般会計補正予算の本委員会所管部分の質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

議案第１０４号平成２２年度相模原市一般会計補正予算の本委員会所管部分は、可決することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、議案第１０４号は可決すべきものであると決した。

休憩する。

午後２時０５分 休憩

---

午後２時２０分 開議

○大神田委員長 再開する。

---

◇○◇

陳情第１７号 非核三原則の法制化について

○大神田委員長 陳情第１７号非核三原則の法制化についてを議題とする。

これより質疑を行う。

質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第１７号非核三原則の法制化については、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成５名。

よって、ただいまの出席委員数は委員長を除いて１０名なので、可否同数となった。

よって、委員会条例第１６条の規定により、本件については、委員長に

において可否を決定する。

本件は不採択とすることに決した。



## 陳情第 2 2 号 被疑者取調べの可視化の実現推進について

○大神田委員長      陳情第 2 2 号被疑者取調べの可視化の実現推進についてを議題とする。

これより質疑を行う。

○古内委員      この陳情については、既に採択しているほかの自治体もあるようだが、県内の市や他の政令市の状況について、事務局で把握していれば伺いたい。

○北野議事課主査      他市における陳情の提出の状況だが、県内の他市の状況を見ると、今のところ、提出されていない市が多くあり、横浜市、川崎市、小田原市の 3 市が提出されており、すべて未審査である。また、政令指定都市についても調査したが、県内の横浜、川崎を除いた政令都市は、すべて提出されていない。

○松永委員      足利事件が冤罪事件だったということで、人生の時間を取り戻すことができないということでの冤罪事件というのは、ここに書いてあるように、後を絶たないという点からいえば、これを防止していく、その大きな歯どめにもなり得るような取り調べ室の可視化ということは時代の要請だろうと考える。そういう意味では、この思いを酌んで、ぜひ、本市議会からも、採択、声を上げていきたいと思っている。

○阿部委員      新政クラブとしては、陳情第 2 2 号に関しては、全国的な流れもあるし、また、被疑者取り調べの可視化については、調書の簡略化とか冤罪の防止、また、裁判員制度に非常に合っている、合議制に合っているという部分から考えて、推進すべきであるという流れは承知しているし、また、課題として考えられる、物理的に、実際にそれをどのようにやっていくのかとか、現在の取り調べがどのようになってしまうのかとか、自白というものも重きを置かれているわけだが、被疑者の方がちょっとかたくなになったりするようなこともあるのではないかという指摘があることは承知しているが、この陳情の趣旨のとおり、法律の制定や現場での運用開始を促進す

るという意味からは、この陳情を採択すべきであるという考えでいる。

○江成委員 既に述べられた２人と重なるが、やはり裁判において、冤罪を生むような環境は、一刻も早く整理をしなければいけないと思う。ここにも事例が書いてあるが、この間いろいろ問題になった冤罪事件の出発点が、基本的には密室の取り調べから始まっている。そこにおいて、誘導されたり、あるいは脅されたりする中で、事実とは違った自白を行っている事例も多いわけだから、そういうことを防止するという１点において、可視化という新しい方法を取り入れるべきだと思うので、私も採択することに賛成する立場で臨みたいと思う。

○小林（一）委員 公明党相模原市議団としては、採択に賛成という立場で臨む。

○大神田委員長 他に質疑はあるか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第２２号被疑者取調べの可視化の実現推進については、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成総員。

よって、陳情第２２号は採択すべきものであると決した。

—————◇○◇—————

陳情第２３号 住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充について

○大神田委員長 陳情第２３号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充についてを議題とする。

これより質疑を行う。

○松永委員 この陳情趣旨にかかわって聞くが、今、公務員の削減の問題では、各地方自治体への行革の流れの中で、公務員削減が国の全体的

な目標値を上回って達成したということが報道されていたが、公務員削減という部分が相模原市の中ではどういう実態になってきているかという点だが、とりわけ小泉構造改革でこういった行革路線があったわけだが、起点の年はどこにするかという点では、国の旗振りの中で公務員削減が言われた出発の年度に比べてどうなのかという比較の上での数字は出るか。何年に比べてどのくらい減ったと、これはアクションプランで、市としても具体的な数値目標も挙げながら、毎年、削減してきている。政令市移行の150人との関係では、ふえるところを抑えてふやさないということで、プラマイでそれほど削減とか増加はないと思うが、その辺の全体推移はいかがか。

○大房総務部長        国では集中改革プランという言い方をしているが、それに伴う本市の職員の定数削減状況についてである。17年度が1つの起点になっており、そこをベースに何%という目標を立てて、ずっと定員管理計画を定めてやってきたが、平成17年度、実数で言うと4,755人だった。これに対して、平成22年度4月1日時点においては4,513人となっていて、率で言うとマイナス5.09%という状況で、集中改革プランで定めた目標値を達成したという状況である。

○松永委員        この文面にもあるように、公共サービスを適正な公務員の数で質をもきちっと確保しながらこたえていく責務という点で、私どもは、地方議会の中では、具体的に市民に直結するサービスにあらわれている影響という点で、個々、声を上げてきた。今回の議会の中でも、介護認定の部分で、自然増に伴う必要な職員の配置がなされていなかったのではないか。そういう意味で、介護制度の中での30日ルールを達成できなかった。そのことが市民に不安も与えてきているし、実際の費用負担のところで甚大な影響になってはならないということで、必要な、適正な公務員の配置については求めてきたが、そういうことからいっても、この陳情趣旨の中で触れられている、きちっとした公務員の確保と維持は、ぜひ必要なことだと。よくマスコミや市民からも、公務員が多過ぎるとか削減しろという声があるが、国際比較をしたときに、決して日本は諸外国、ヨーロッパ等々に比べて公務員の数が多いという実態にはないと思っているので、そういう意味で、日本共産党議員団としては、この陳情については、採択をして、そして、国民、住民の安心、安全に必要な公共サービスをきちっ

と整備させていく、確保していくというふうに臨みたいと思っている。

○阿部委員          新政クラブとしては、公共サービスの安定的で継続的な提供はもちろん大前提であるが、それが公務員の数で確保されるという考え方ではない。また、地域でできることは地域で、自分たちでできることは自分たちでというスタンスで進んでいるのが社会の流れでもあるし、我々のスタンスでもあるという認識でいるので、この陳情は逆行するようなスタンスの主張をしているという認識なので、不採択でいきたいと思う。

○小林（一）委員          公明党相模原市議団としては、地域主権改革という前提に立っており、そういった意味合いでは、本陳情については不採択ということである。

○大神田委員長          他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第２３号住民の安心・安全を支える行政サービスの拡充については、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長          賛成少数。

よって、陳情第２３号は不採択とすべきものであると決した。

—————◇○◇—————

陳情第２４号 相模原市住民投票条例作成合同委員会設置について

○大神田委員長          陳情第２４号相模原市住民投票条例作成合同委員会設置についてを議題とする。

お諮りする。質疑に入る前に、理事者側より陳情第２４号に関する現状等について説明を求めたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長          異議ないので、理事者側の説明を求める。

○長沢企画市民局長          陳情第２４号相模原市住民投票条例作成合同委

員会設置についてに関して、住民投票条例に係る現状等について説明する。

まず初めに、全国の住民投票条例の状況である。総務省の調べによると、市町村合併に係る住民投票条例が約420本、市町村合併以外の個別の争点に係る条例が約30本、いわゆる常設型住民投票条例が約50本、自治基本条例の条文に住民投票を実施できる旨の規定が設けられているものが約110本となっており、個別条例については、市町村合併等に係る住民投票が終了し、既に条例としての役割を終えているので、実質的に常設型と自治基本条例に規定のあるものを合わせて、約160本程度が現在制定されているところである。

次に、国における検討経過である。まず、陳情の理由の4段落目に記載のある第16次地方制度調査会による答申、これは昭和51年に出された住民の自治意識の向上に資するための方策に関する答申だが、この答申では、我が国の地方自治制度の基本的な仕組みは、議会及び長による代表民主制であるが、事案によっては、住民投票により、住民全体の意思を直接に確認することが適当なものもあると考えられる。現行制度においても、一部に住民投票制度が採用されているが、住民の自治意識醸成の見地から、例えば地方公共団体の廃置分合、特定の重大な施策、事業を実施するために必要な経費に係る住民の特別の負担、さらには議会と長の意見が対立している特に重要な事件等について、住民投票制度を導入することを検討する必要がある。しかし、住民投票制度は、代表民主制に対する補完的な制度として採用されるものであって、それにより、議会や長の本来の機能と責任を損なうことのないように配慮する必要があるとの見解が示されている。また、平成12年の第26次地方制度調査会による地方分権時代の住民自治制度のあり方及び地方税財源の充実、確保に関する答申では、住民が投票により、その意思を直接表明するという住民投票の制度化の検討は、住民自治の充実を図るという観点から重要な課題であるが、その制度化に当たっては、住民投票の対象とすべき事項、選挙で選ばれた長や議会の権限との関係、投票結果の拘束力のあり方等、種々の検討すべき論点があり、一般的な住民投票の制度化については、その成案を得るには至らなかったもので、今後とも引き続き検討することが必要であるとの見解が示されているものと承知している。現在、国においては、地域主権の確立を

目指した地方自治法の抜本的な見直し案を取りまとめるために、地方行財政検討会議を設置し、その分科会において、住民投票を含めた住民参加のあり方等の検討が進められているものと承知している。

次に、本市においては、平成16年6月定例会に、相模原市住民投票条例についてが、地方自治法の直接請求制度を経て、平成21年1月臨時会に、相模原市が政令指定都市に移行することについて市民の意思を問う住民投票条例についての2つが上程されたところである。現在、暮らし満足向上のための条例検討プロジェクトチーム、自治基本条例検討部会において、自治基本条例に係る先進事例の研究や、本市の諸条例の体系化と合わせて、市民意識を醸成するための市民参加の方策や住民投票制度など、本市が策定する場合のさまざまな課題について、検討を進めているところである。

○大神田委員長           これより質疑を行う。

○松永委員           住民投票条例については、ここにも記載されているように、日本共産党市議団として、平成16年6月議会に提案させてもらった。今、局長から、国の検討状況、今、市でもプロジェクトチームを中心として検討が進められている住民自治、住民参加のあり方等々の経過も報告されたが、この間の合併、そして政令市、そして、政令市に移行してからの今後のまちのあり方、市政運営のあり方という点で、経過から見てもわかるように、他市には見られない、住民と議会、住民と行政、ここのところでの不幸な歴史というか、不信感を初め、もろもろのことがあったことから考えても、住民参加、住民の意見をどう反映していくかが求められていると思う。そういう点でいうと、今、市は市として自治条例をどうしていくかと、その中に、この住民投票をどう位置づけていくかという検討がされているさなかではあるが、やはり議会制民主主義を補完する形での住民投票の必要性というのは、私ども議会でも主張してきたように、ますます必要なので、議会としては、やはりこれをきちっと受けとめて、そして、今検討しているものに反映させていくことが必要ではないかと思う。これを丸ごと、このまま受けとめていくということとはまた別に、こういう思いをきちっと受けとめて、現在の進行しているものに反映させていく力を議会としても持っていくべきではないかと思うので、これについ

ては、今度のところで、私どもは採択をしていきたいと思っている。

○江成委員        この間、本市で取り組まれた住民投票についての住民請求であるとか議会での議論、平成21年には大変な議論もあったわけで、それも思い起こしているが、先ほども別な案件で、今、我が国、我が社会で進んでいる方向というのは、やはり基本的には地方分権、地域主権という言葉でも語られているが、自分たちが住む地域、社会の自治体のことについては、自分たちで責任を持って考え、議論し、そして決定し、実行していこうということが方向として言われていると思う。そのことが地政調でも重ねて言われている住民自治の充実、拡充ということにつながると思う。住民自治の充実、拡充ということを目標としておけば、当然それに住民が主体的に参加をする、参画をするということが保障されなければ、住民の参加なくして、自治を幾ら拡充しようとしても、なかなか前に進まないのは当然のことである。住民一人一人が、みずから主体的、自立的に、1から10まですべてということではないが、重要な課題について、みずからの意思を表明していく。そして、そういうプロセスを通して決定したことについては、住民としてともに責任を負っていくという仕組みをつくるのが、地方分権、地域主権の社会づくりに不可欠だと思う。そういう意味では、本市においても住民投票の仕組みを設定することは当然の流れだと思う。そこで、住民投票の流れについて、既に検討は始まっているが、これからも検討を進めていくとすれば、まさに住民がその検討、作成のプロセスにも参加していくことが必要で、以上申し述べたような理由から、私はこの陳情については採択すべきだと思っている。

○古内委員        創史会としては、住民投票というのを必ずしも否定するものではないが、自治基本条例、今後検討ということで、その判断を見きわめてからでもいいのかなということで、今回のこの陳情に対しては、不採択ということである。

○阿部委員        新政クラブとしては、陳情第24号について、陳情の理由のところを読ませてもらって、常設型住民投票条例の検討、それから必要性、そういうものは十分思いは受けとめている。また、市民参画とか市民協働というものの大切さから考えた場合、この話は非常に慎重に、かつ丁寧を考えていかなければいけないというところは認識しており、皆さん

と同じところも多々あるが、陳情の取り扱いとして、陳情の要旨の部分を確認すると、例えば、合同委員会を設置するとか、公募市民と議会と行政の3者で構成するとか、具体的な踏み込んだ提案がされているが、この位置づけとか、どのように進めるのかとか、現在、市でも自治基本条例の検討が始まっているということだし、また、議会でも自主的な検討も進められている状況にあるので、その中にこれを実際にはめ込んでいくというか、具体的な部分では、やはり陳情としては難しいのではないかとこのところで、陳情の扱いは不採択でお願いしたいと思う。

○小林（一）委員      公明党としては、現在、自治基本条例の検討に入っているという中で、どういうふうに進めるかということは、いろいろ考え方はあるが、今、自治基本条例が表に出てきている以上、包括される問題ではないかと思う。当然その中でやることなので、これだけ先にとというのは整合性の問題もあると思うので、そういった意味では、本陳情の趣旨には賛同しかねる。

○山下委員      民主クラブとしては、これまでも住民投票条例等を進めていくべきであるというスタンスをとっていて、この陳情に関しても、納得いくところは多々あるが、ただ、この陳情の中身で、細かい点だが、最終意思決定手段というところや、市の最高規範としての位置づけという点において、こういった中身においては審議が必要であり、しかも、本市においても自主的な検討がスタートしているという中で、また、住民がかかわる条例の制定には、市民の声を今までよりも聞かなければいけないという心構えはあるやに聞いているところもあるので、本市もそういった点に重きを置いているという点をとらえると、この陳情に関しては、不採択という形をとりたいと思っている。

○東條委員      私は、合同委員会を設置することに対して、やはり、さまざまな組織の中で、きちっと議論をすべきであると考えている。もともと住民投票そのものについては、自分たちのまちを自分たちでどう考えて、どういうふうにしていくかということや、きちっと議論をしていくということは、とても大事なことだと思う。その中で、やはり住民投票は1つの意思のあらわれとして、あるべき姿であるのではないかとこのように思うので、そういう意味でも、合同委員会をつくることについては賛成の立場で考えてい

る。

○松永委員　　今、すべての会派の態度の表明があったが、多くのところで、住民投票ということについて、明確に反対というところではなかったと思う。不採択にするという幾つかの理由の中に、現在、自治条例の検討が進行形だからというのがあったが、住民自治を充実、そして発展させていくという点で、これを認めるならば、そういう意味でいうと、例えば合同委員会の話だとか、文言のところで賛成しかねるという声もあったが、であったとしても、全体として、住民投票をよしとする立場であったときには、タイミング的に議会に寄せられたこの声をしっかり受けとめて、そして、この中身を検討に反映させていくという、市民と議会がそういう立場であった方が、またここで市民の声に対して背を向ける形になるのはいかなものかと思うので、一考してもらいたいと思う。

○大神田委員長　　他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第２４号相模原市住民投票条例作成合同委員会設置については、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長　　賛成少数。

よって、陳情第２４号は不採択とすべきものであると決した。

—————◇○○◇—————

陳情第２５号　医業税制の存続と診療報酬への消費税のゼロ税率適用について

○大神田委員長　　陳情第２５号医業税制の存続と診療報酬への消費税のゼロ税率適用についてを議題とする。

これより質疑を行う。

○阿部委員　　陳情第２５号について、新政クラブとしては、地域医療

を守ることの大切さとか、医療の質の低下を防ぎ、また、医療機関の空白地域を招かないようにしていくことの大切さは、陳情理由と同じ気持ちだが、その手段として、輸出業者に適用されている免税措置、ゼロ税率を適用していくことが果たしてふさわしいかという部分で、このまま陳情を取り上げて採択するという考え方がちょっと違う部分があるので、不採択で採決してもらえればと思う。

○小林（一）委員          公明党としても、本件については不採択ということを考えている。

○松永委員          診療報酬の問題については、引き下げられてきている部分、保険診療でのこの引き下げが、医療現場でさまざまな困難を来している。そういう意味で、影響ということで、国民への安心な医療という点で、とりわけ公的な機関での病院の存続が危ぶまれているということはあってはならないことだと思っており、やはりここについては、今、国で検討が始まっていることについての危機感の中で、こういった陳情が出されてきていると受けとめている。そういうことからいっても、今、ゼロ税率の話があって、この点は少し議論を要する部分ではあると思うが、非課税にしていこうことの存続をきちっと求めていく、意見書を上げていくことが国民の医療を守ることにつながると思うので、これについては、私どもは賛成し、ぜひ意見書を上げてもらいたいと思っている。

○大神田委員長          他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第25号医業税制の存続と診療報酬への消費税のゼロ税率適用については、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長          賛成少数。

よって、陳情第25号は不採択とすべきものであると決した。



## 陳情第27号 地方議会議員年金制度の見直しについて

○大神田委員長 陳情第27号地方議会議員年金制度の見直しについてを議題とする。

これより質疑を行う。

○阿部委員 陳情第27号の取り扱いについてだが、まず、新政クラブの認識としては、地方議員年金制度について、廃止の方向性で、議会として代表者会議等で話し合いが行われ、一定の方向性が出されているという認識だが、その辺を事務局に確認する。

○西原議会総務課長 代表者会議の内容だが、10月14日に年金の問題について、代表者会議の中で、全国議長会に対する回答の検討を行った。その会議の中では、各会派からのさまざまな意見があったが、結論として、本市の取り扱いについては、財政状況等を考慮すれば、最終的には地方議員年金制度の廃止についてはやむを得ないが、その方向性については、全国市議会議長会の検討組織にゆだねることとする。それから、なお、既裁定者及び現職の地方議会議員の現状を十分把握して、その辺を酌み取って扱ってほしい。それから、これまでの経緯を考慮してほしい旨の結論だった。これを全国議長会に回答したものである。

○阿部委員 新政クラブとしては、現在この件については、方向性はこの陳情にあるとおりで、気持ちは非常に受けとめるし、同じ部分もあるが、現状、議会として、全国市議会議長会にボールを投げている状況と認識している。ただ、その他さまざまな論点があって、まだ詳細はさまざま検討しなければいけない部分というのは認識している。ただ、この陳情の扱いとしては、不採択で採決してもらえればと思う。

○江成委員 議会の代表者会議での状況について、あるいは代表者会議としての意向については、今報告してもらって確認した。もうちょっとさかのぼって、廃止が前提のような状況を言っているが、国レベルではどういうところまでいっているのか、共通理解をするためにも話してもらいたい。

○西原議会総務課長 国レベルだが、昨年12月から、総務省から示された給付と負担の見直し案には、全国議長会では提案をしている。この

提案の中で、この措置を講じることができない場合は、地方議員年金制度の廃止はやむを得ないということを提案していた。この背景には、市議会議員年金については、平成14年と18年に二度の改正があって、大幅な給付の引き下げと負担の引き上げが行われており、議員の負担の掛け率は、既に自助努力の限界に達しているということだった。これに対して、10月5日に総務省から考えが出されたが、市議会議長会の存続案については、国民の理解が得られにくいという考えだった。これを受けて、全国議長会では、各市の議長に対して回答を求めたところである。

○江成委員      全国市長会も、従来、存続ということから、全体的な状況を踏まえて、廃止もやむを得ないということになったと理解している。私もそのとおりだと思うし、前回、廃止に向けた陳情についても、そういう趣旨での賛成討論を行った経緯があって、結論から言えば、私はこの陳情を受けとめたいと思う。

もう一個、説明を受けたいが、廃止という方向は決まっているが、廃止した後どうなるのかが実は大変問題なわけで、ここでも、廃止をするに当たっては、公費負担をできるだけ少なくするという、かなり抽象的だが、1つの方向性が打ち出されているわけで、これをどう受けとめるかという議論だと思う。できるだけ少なくすることだから、ゼロにするということではない——ゼロにするということは制度的にも技術的にも無理ではないかと思うが、今後、廃止の後、どう方向づけるかといったときに、先ほど全国市長会にゆだねるという話で、ゆだねるのは結構だが、ゆだねるときの基本的な方向を打ち出すのは、やはり、それぞれの議員の基本的、主体的な責任ではないかと思う。

それでもう一個伺いたい、仮に廃止をして、既に受給している方、あるいは既にその受給権を持っている方等がいるが、12月に出された地方議会議員年金制度検討委員会の報告、総務省の報告では、経過が書かれていて、廃止した場合、財源の約6割を占める現役会員の掛金収入がなくなることから、廃止に伴う過去債務の支払いに必要な費用の財源を、例えば会員の報酬総額に応じて、各地方公共団体が公費で負担することとするという方向も出されているが、廃止した後、必要なものをだれがどのようにという議論については、どうなって、どのくらい進んでいるのか。

○西原議会総務課長 廃止に伴う財源だが、国が負うのか、地方自治体が負うのか、その辺のところはまだ定まっていない。

○江成委員 例えば、本市としてどうなのかという試算は可能なのか。

○西原議会総務課長 廃止に伴う試算だが、その辺のところは、議長会の共済会からの回答というか、まだ数字も示されていないので、不確定的な要素があるので、うちとしても、まだ試算していない。それと、現在、給付している金額についてはもちろん把握しており、受給者は159名おり、総額で年間1億5,200万程度の支払いとなっている。

○江成委員 まだ具体的な枠組みが見えないので試算できないということだが、しかし、廃止という方向で、かつ、来年の5月だったか6月でストップしようという声まで出ているときに、当然、既に受給している方の共済費のいわゆる地方公共団体の負担分というのは、予算計上しなければやっていけなくなると思う。その点を踏まえたときに、今の説明のままでもいいのかという気がするが、どうなのか。

○西原議会総務課長 事務局としても、当然その辺のところは非常に不安定で心配な面はあるが、議長会の共済会等の調整というか、情報をもっているが、来年予定している国会の結果で、その辺のところの数字が共済会からも示されるのではないかと考えている。

○江成委員 たまたま資料として、厚木市の23年度の議会関係予算案という、まさに議会代表者に示されたたたき台案と受けとめているが、ここでは、共済費の額が7,415万から、23年度予算は、共済負担金率の増ということで、今まで16.5%だったのが48.8%になるということで、4,883万7,600円の予算増を想定している。このとおりになるかどうかかわからないし、恐らく厚木は厚木なりの判断の中でやったと思うが、どちらにしても、廃止すれば、それですべて終わりということではないと思う。そのときに、基本的にどういう方向性を持つのかといえば、やはり、制度を立ててやってきたが、それが立ち行かなくなった。先ほど、現職会員の負担がもうこれ以上できない、それから、切り下げてきたが、もう目いっぱいだと。もう一個、公費負担の方も、市民の理解を得るという意味では、ぎりぎりのところまで来ているのではないかと思います。みんなが苦しんでいるからという議論に結びつけるわけではないが、大変

な経済不況の中で、国民、市民全体がつらい思いをしている。例えば破綻した日航の企業年金だって、ばさっと切られているわけで、それと同じにしろという意味ではないが、制度が立ち行かなくなっていて、それが廃止をせざるを得なくなるとしたら、極力、ゼロに近い形から考えていくという方式が、国会議員の共済を廃止するときには、８０％だったか、そういうのがあって、それに準じてという議論もあると聞いているが、先にそれありきではなくて、とにかく、公費負担の縮減を図るという基本的な立場は持つべきではないかと思う。

○松永委員        この陳情の項目、２つあるが、国も相模原市議会も廃止する方向性である。私どもも、制度の破綻という点では、廃止という点で、これは同じ立場に立つが、そもそも議員年金の破綻の原因という点で、確認の意味で言いたいのは、平成の大合併で、とにかく受け取るＯＢがどんどんふえて、それを担う現職議員が少なくなってきて、構造的に立ち行かないような仕組みになったことと、三位一体改革で国からの地方への財政が縮減されてきているという、もろもろの背景にあるわけだから、そういう意味では、まずそのことを踏まえながら、ＯＢや現職議員が年金で生活をきちっと保障される権利というか、そのところは維持できなければならないだろうと思っている。

ここで２項目目の公費負担をできる限り少なくするという点、陳情を出している方も、公費負担をやめろ、なくせと言っているわけではない。具体的な数字も出てきているわけではない。公費負担をどうするのかという点については、これから幅広い協議が進んでいくのだろうと思うが、やはり経済的な余裕のある方でなければ地方議員にはなれないということがあってはならないことは確かで、今進められている公的な年金制度改革、この全体と、この改革を視野に入れて見直しを図っていくべきだという点では、他の公的年金制度と整合性をとって、あくまでも議員特権が残らないような形にして国民や市民の理解を求める、そういうことに決着をすべきだと思っているので、今回のこの陳情については、文言上では同意できるので、私どもは賛成したいと思っている。

○小林（一）委員        この内容については、既に本市議会としては態度表明をしているので、この趣旨のとおりのことを決めているのだろうとい

う認識を持っているので、そういう意味で不採択ということである。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって質疑を終結する。

これより討論を行う。

討論はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

ないので、以上をもって討論を終結する。

これより採決に入る。

陳情第27号地方議会議員年金制度の見直しについては、採択することに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成少数。

よって、陳情第27号は不採択とすべきものであると決した。

—————◇○◇—————

陳情第2号 永住外国人への地方参政権付与に反対することについて

陳情第4号 永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について

陳情第6号 永住外国人への地方参政権付与法制化反対について

○大神田委員長 陳情第2号永住外国人への地方参政権付与に反対することについて、陳情第4号永住外国人への地方参政権付与の法制化反対について、陳情第6号永住外国人への地方参政権付与法制化反対について、以上3件は関連があるので一括議題とする。

なお、本件は前回からの継続審査となっているものである。

これより質疑を行う。

○阿部委員 この3件については、国の動き、それから、社会の情勢も前回からそう大きな動きがないというふうに考えているので、引き続き継続という形で状況を見守らせてもらえればと思うので、継続での取り扱いを求める。

○松永委員 私は前回も言ったが、市民が議会のきちとした態度を求めている、意見書を上げてほしいということで、そういうことを受けとめたら、やはり、きちっと決着をつけるべきではないかと思う。繰り返し

継続してきているので、採決をして、相模原市議会の態度をはっきりした方がいいと思う。

○古内委員 創史会としては、陳情第2号、第4号、第6号に対しては、いろいろと意見があった。私個人も、結構、外国人の友達が多い。モンゴルから始まって、韓国、パキスタン、バングラデシュ。やはり、外国人の方でもすごくすばらしい考えを持っている方もいるし、また、いろいろな違った意味で日本に否定的な方もいる。そういった中で、やはり合法的に主権を脅かされるようなことになってみてもどうかということで、創史会としては、外国人の方を一概に否定するわけではないが、この陳情に対しては採択したいという考えである。

○小林（一）委員 私ども公明党としては、継続という希望があったので、それで結構である。

○江成委員 私も、この間、継続を重ねてきたが、その理由は、そもそもこれが出てきた段階では、国会での議論が相当予想されていたが、現状、直ちにこれが国会で法案化されて云々という状況にはないし、私も個人的に、もっとこの問題を掘り下げて検討していきたいと思うところもあって、周辺の状況が変わっていないわけだから、前回継続した理由も時間がたったというだけの理由と思うので、引き続き、継続の扱いをしてもらえたらと考えている。

○山下委員 民主クラブとしても、同じく、継続に賛成したいと思う。

○大神田委員長 他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

お諮りする。陳情第2号外2件を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長 賛成多数。

よって、陳情第2号外2件は継続審査とすることに決した。

—————◇○○◇—————

陳情第8号 選択的夫婦別姓制度の法制化反対について

○大神田委員長 陳情第8号選択的夫婦別姓制度の法制化反対についてを議題とする。

なお、本件は前回からの継続審査となっているものである。

これより質疑を行う。

○阿部委員           こちらも同様に、国の動向、それから、社会の情勢、議論が特段進んだということは感じられないので、新政クラブとしては、陳情第8号についても、引き続き、継続の取り扱いを求める。

○松永委員           国際的な流れの中で、日本政府に選択的夫婦別姓制度に関連して、どのような動き、どのような指摘がされているか、少しつかんでいるものがあったら答えてほしい。

○山口男女共同参画課長           国際的な動きとしては、女子差別撤廃委員会の最終見解として出されているものがある。第32回男女共同参画審議会で専門調査会が設けられて、そちらから意見が示されており、国としては、女子差別撤廃委員会の最終見解を受けて、民法改正と婚姻年齢、離婚後再婚禁止期間、選択的夫婦別姓、婚外子差別の是正等について、現行法制化で結婚に際して支障を感じているものに対する選択肢の拡大や、子供について差別をなくすための改正が必要であるというような意見が示されている。

○松永委員           そのような意見を受けて、国としての対応が迫られていると思うが、この辺は、時間的な経過も含めて、どういう段階にあるか。

○山口男女共同参画課長           現在、国で第3次の男女共同参画推進の基本計画の策定を進めており、平成22年12月に、夫婦別姓の関係については、法制の整備等という形で取り組んでいくということで示されている。

○松永委員           今の国際的な状況と政府の対応という現況からいうと、やはり、これをさらに継続していくというより、今、国がまさにそういう時期に差ししかかってきているというところで、市議会としては、やはり決着をつけていく、きちっと態度を示していくということから、継続とするよりは採決をしてもらいたいと思う。

○大神田委員長           他に質疑はないか。（「進行」と呼ぶ者あり）

お諮りする。陳情第8号を継続審査とすることに賛成の委員の起立を求める。

〔賛成する者あり〕

○大神田委員長           賛成多数。

よって、陳情第 8 号は継続審査とすることに決した。

以上で本委員会の審査は終了した。

お諮りする。委員会審査報告書等の作成等については、委員長に一任願いたいと思うが、これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大神田委員長 異議ないので一任願う。

以上をもって総務委員会を閉会する。

午後 3 時 3 3 分 閉会